

## 三菱合資会社門司支店の経営発展

畠山, 秀樹  
追手門学院大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/19689>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 26, pp.1-43, 2011-03-23. 九州大学附属図書館付設  
記録資料館産業経済資料部門  
バージョン：  
権利関係：

## 【論説】三菱合資会社門司支店の経営発展

畠 山 秀 樹

### I. はじめに

三菱合資会社門司支店は、下関支店の門司移転という形をとって、一八九五年一月に開設された。三菱傘下には、この前月に開業したばかりの神戸支店を含めて、大阪、長崎、若松、門司の国内五支店が出揃ったことになる。

当該期門司は、わが国最大の石炭の海外積出地として、また大型汽船が輻湊する国際貿易港として、さらには鉄道、商業のセンターとしても大きな発展をみせていた。門司支店開設は、以上のような巨大な石炭需要を直接取り込むことを狙いとするものであった。

門司支店の売炭高は、三菱傘下筑豊諸炭坑の出炭増大に支えられて順調な伸びを示したが、また社外買入炭の取扱いを積極的に拡大していったのである。

ところで、門司支店の事業としても一つ重要なものが成長を開始した。海運業である。それは、石炭の海外輸出から派生してきたものであつ

て、当初は雇入汽船による不安定な事業であった。しかし、大冶鉄鉱石の運搬を請け負うことよって社汽船を中心とする本格的な海運業へと発展し、それは門司支店にとって売炭事業につぐ第二の収益部門を形成したのである。

小論では、門司支店の発展過程を、売炭部門と海運部門の二部門に分けて、できるだけ具体的に明らかにすることを課題としている。また、同支店には社内需要品供給という役割があり、当該部門についても若干の照明を当てることとしたい。そして、支店の経営内容についても経営收支を中心として分析を進めることとしたい。

門司支店は、小論の対象とする時期において三菱最大の売炭店であったが、同支店のまとまった研究はなされてこなかった。<sup>1)</sup>小論はそのような研究史の薄みを少しでも埋めようとするものである。また、従来行ってきた私の三菱の筑豊鉱業史研究にとつては、生産から販売に至る部門を検討することとなる。<sup>2)</sup>

なお、小論では三菱門司支店が一時期管轄した漢口、上海、香港の海

第1表 引用史料名略称一覧表

文 書 名	略 称
(1) 『社史附表 明治27年至全30年 各支店決算勘定表』	『支店勘定書』(Ⅰ)
(2) 『 “ 明治31年至全35年』	『支店勘定書』(Ⅱ)
(3) 『 “ 明治36年至全40年』	『支店勘定書』(Ⅲ)
(4) 『 “ 明治41年至全44年』	『支店勘定書』(Ⅳ)
(5) 『(年報) 29 (一般通知、銀行、長崎、大阪、神戸、若松、門司)』	『年報 (門司)』 1896年度
(6) 『(年報) 37 (銀行、長崎、大阪、若松、門司)』	『年報 (門司)』 1904年度
(7) 『(年報) 40 (銀行、長崎、大阪、神戸、若松、門司、香港、漢口)』	『年報 (門司)』 1907年度
(8) 『社誌綱本附録 社業統計輯覧』	『統計輯覧』

注：

1. 史料名については、表紙に記載されているタイトルに従った。各史料名について詳しくは、三菱総合研究所編・刊『旧三菱合資会社及び三菱本社等関係資料目録(一)』1985年、参照。
2. 史料(5)、(6)、(7)については(年報)を補った。同年報については、『三菱史料館論集』第8号、2007年、に史料紹介がある。略称は本論文で使用した門司支店の部分のものである。
3. 史料(8)については、『三菱史料館論集』第9号、2008年、に史料紹介がある。
4. 三菱合資会社の傘下場所の事業年度は、銀行を除いて、原則として前年10月～当該年9月末である。1894年度は同年1月～9月、1911年度は1910年10月～1911年12月。
5. 史料(1)～(4)は、三菱合資会社資料課が1928年に謄写。また、史料(8)は三菱合資会社総務課が1925年に編纂したものである。

外店舗については考察の対象とはしなかった。この点については、現在準備中の別稿に譲ることとしたい。

Ⅱ. 使用史料について

小論で使用する史料は、便宜上第1表に示すように、略称の形で引用する。

ここで少しばかりふれておかなければならないのは『年報』である。『年報』の原典の表紙には『年報』と記載されていないが、三菱内部では『年報』とよばれてきたものであって、数字は明治の和暦を意味している。『年報』には、三菱傘下の多数の場所の報告書が収められている。小論では、引用がどの場所のものであるのかを明瞭に示すために、それが門司支店のものである場合には『年報(門司)』という形で示すこととした。

なお、同表の史料については、(注)において記したように、三菱総合研究所編・刊『旧三菱合資会社及び三菱本社等関係資料目録(一)』(一九八五年)を参照されたい。同『目録』と第1表の史料名については表現上の若干の相違がある場合があるが、史料全体の構成を知るうえで、きわめて有益である。

### Ⅲ. 三菱門司支店の開設と海外売炭網の整備過程

#### (1) 三菱門司支店の開設

三菱は、一八八九年三月新入炭坑、翌四月鯉田炭坑を買収して、筑豊炭田への進出を開始した<sup>3)</sup>。ここでは、第2表を利用して、門司支店開設過程を簡単にとりまとめておくこととした<sup>4)</sup>。

三菱は、その筑豊炭の販売と積出のために、一八八九年若松出張所(同年末芦屋三菱炭坑出張所と改称)、そして翌九〇年一月下旬三菱炭坑出張所を開設した。前者は、一八九一年一月若松に移転され(若松三菱炭坑出張所と改称)、九三年一月若松支店に昇格した。後者は、一八九四年一月三菱合資会社の開業と同時に下関支店に昇格した。そし

第2表 三菱門司支店関係略年表

年	事 項
1889	・3月、新入炭坑買収・4月、鯉田炭坑買収・此年、芦屋若松出張所開設（同年12月芦屋三菱炭坑出張所と改称）
1890	・11月、下関三菱炭坑出張所開設・12月、直方に（新入炭坑内）三菱炭坑事務所開設（長崎炭坑事務所は長崎支店と改称）
1891	・11月、直方の三菱炭坑事務所および芦屋三菱炭坑出張所を若松に移転し、それぞれ若松三菱炭坑事務所（1894年1月廃止）、若松三菱炭坑出張所と改称
1893	・1月、若松三菱炭坑出張所を若松支店とする
1894	・1月、三菱社を三菱合資会社として開業・同月、下関三菱炭坑出張所を下関支店とする
1895	・10月、本社に銀行部設置・12月、下関支店を門司に移転し、門司支店開設
1896	・1月、三菱合資本社に売炭部設置・10月、三菱合資本社に第1次鉱山部設置（1906年7月廃止）
1899	・9月、三菱合資本社に第1次営業部設置（売炭部廃止）
1902	・1月、門司支店、長崎支店、輸出売炭の元扱店に指定・7月、門司支店の管轄下に漢口出張所開設（1910年10月、漢口支店）
1906	・4月、三菱合資直轄の香港支店、上海支店開設、同時に漢口出張所を三菱合資直轄とする・7月、鉱山部と営業部を総合して鉱業部を設置
1907	・4月、漢口出張所、門司支店から会計独立（鉱業部所属）・6月、上海支店、門司支店から会計独立（鉱業部所属）
1908	・4月、香港支店、門司支店から会計独立（鉱業部所属）・10月、本社機構改革、鉱業部資本金1,500万円とする
1909	・5月、社炭の元扱店一括買上制度実施
1911	・1月、鉱業部を鉱山部（第2次）と営業部（第2次）に分離、支店は営業部所属
1912	・12月、船舶課設置、門司支店長が課長を兼務

注：営業部、鉱山部を第1次、第2次と表記している。これは、『三菱商事社史』上巻が、営業部を第1次、第2次と表記していることに倣ったものである。

出典：三菱商事（株）刊『三菱商事社史』上巻、資料編（1986年、1987年）、および『三菱社誌』（18）～（21）、より作成。

て、翌九五年一二月下関支店を門司に移転して、門司支店が開設されたのである。

しかし、三菱は筑豊炭田に進出した直後の一八八九年六月門司に土地約三町歩を買収していたので、すでにこの頃から三菱にとって門司は有力な支店開設候補地であったと思われる<sup>⑤</sup>。

三菱合資本社は、一八九四年三月同社門司所在地所の管理を下関支店に移した<sup>⑥</sup>。そして、同年八月「門司支店貯炭場用地<sup>⑦</sup>」として門司に土地を購入した。これが『三菱社誌』における門司支店言及の初見である。

ついで、同年一〇月「門司ノ地所原價勘定ヲ本社ヨリ下ノ関支店へ移ス」措置をとった。以上の一連の動きは、日清戦争が差し迫るなかで、またその中でも着々と門司支店開設準備が進められていたことを物語るものである。しかし、戦時中の対応に追われたこともあってか、門司支店開設は、戦後の九五年二月となった。しかも、移転が急がれたため、門司支店は開設時「暇寓<sup>⑧</sup>」を余儀なくされた。

門司支店の本館は「本社建築部ノ設計ニ係リ」<sup>⑨</sup>、諸準備を終えて翌九六年七月着工し、同年一一月にほぼ完成し、翌一二月門司支店はここに移った。本館は一六坪の堂々たる洋館で、倉庫・住宅を併設していた。ここからは、門司支店は恒久的施設として建設されたものであって、三菱の同支店に対する意気込みのほどが察せられよう。下関店舗が、一貫して借家住まいであったのとは対照的である。

なお、三菱神戸支店は一八九五年一〇月に開設されている<sup>⑩</sup>。三菱は日清戦後ブーム期に神戸と門司という、わが国を代表する国際貿易港に相次いで支店を開設していたのである。

では、何故門司に移転したのであろうか。

この点については前稿において若干ふれたが、要点を整理すれば、次のようになる。

第一点は、門司港は一八八九年一月特別輸出港に指定され、その後港湾の整備と鉄道の開通によって、わが国最大の石炭の海外積出港に発展していったことである。

第二点は、以上の諸条件が整備されると、門司はわが国四大貿易港の一つとして発展し、多数の大型汽船が輯湊する商業・金融の一大センターを形成するようになり、船舶燃料炭需要もここに集中し始めたことである。

第三点としては、門司は鉄道の起点であり、工場の進出もめざましく、鉄道用炭・工場用炭の需要の伸びが期待できたことである。

以上のような門司の急速な発展に対し、下関の立遅れは明らかであった。日清戦後のブーム期を捉えて、門司支店開設が急がれたものと考えられよう。

なお、ここで第2表を参照しつつ、本社における支店統轄組織の形成過程について、門司支店に関係する部分に限ってとりまとめておくこととしたい。

三菱合資は、本社に一八九六年一月売炭部を、つづいて同年一〇月第一次鉱山部を設置した。そして、一八九九年九月には売炭部を廃して本社に第一次営業部を設けた。さらに、日露戦後の一九〇六年七月第一次鉱山部と第一次営業部を統合して鉱業部を設けた。以上のような動きは、支店の営業活動に大きな影響を及ぼさなかったと考えられる。その後、一九〇八年一〇月三菱合資本社では機構改革が行われ、鉱業部一、五〇〇万円、造船部一、〇〇〇万円、銀行部一〇〇万円の資本金を設定し、

これに伴って「各部独立採算の制とする」とともに(中略)それぞれの独立部に大幅な権限の委譲も行われた<sup>⑩</sup>のである。

そして、注目すべきはこの翌〇九年五月に実施された社炭元扱店一括買上制度である。この点については、後にあらためて取り上げることとするが、これは石炭元扱店であった門司支店と長崎支店において、その採算制を明確化しようとする動きであった。

そして、一九一一年一月鉱業部は資本金一、二〇〇万円の第二次鉱山部と資本金三〇〇万円の第二次営業部に分割されたのである。再現された両部は、以上のような本社機構改革を終えて設置されたものであって、それぞれ三菱鉱業会社と三菱商事会社として、三菱合資より分離される直接の前身となるべきものであった。ただし、当該営業部においても、国内支店の取扱商品は従来通りであった<sup>⑪</sup>。

では、次に第3表を引用して、門司支店主管者の推移をみておくことにしたい。

同表によれば、下関支店には専任

第3表 三菱門司支店主管者一覧表

名前	役職名	期間
徳弘為章	若松支店支配人兼下之関支店支配人	1894. 1～
高田政久	門司支店支配人	1895. 12～
〃	門司支店支配人兼若松支店支配人	1896. 9～
〃	門司支店長兼若松支店長	1899. 7～
江口定條	門司支店長	1903. 9～
〃	門司支店長兼若松支店長	1904. 12～
青木菊雄	門司支店長兼若松支店長	1906. 7～
早尾惇實	門司支店長兼若松支店長	1908. 12～
松木鼎三郎	門司支店長兼若松支店長	1909. 11～
大石廣吉	門司支店長兼若松支店長	1911. 8～
植松京	門司支店長兼若松支店長・船舶課長	1912. 2～
三宅川百太郎	門司支店長兼若松支店長・船舶課長	1913. 2～
佐藤梅太郎	門司支店長	1916. 9～
〃	若松支店長兼門司支店長	1917. 7～

注：1. 門司支店は、1901年12月～1917年7月、筑豊炭の元扱店。

2. 高田政久は、1893年6月、若松支店副支配人。

出典：『三菱社誌』(19)～(28)、より作成。

の支配人がおかれず、若松支店支配人の兼任であった。しかし、門司支店では開設当初より専任の支配人が任命されていたのである。そして、その翌年九月以降原則として門司支店支配人（一八九九年七月以降支店長と改称）が若松支店支配人を兼任するところとなった。これは、一八九四年一〇月の通達で、従来売炭権限が若松支店と下関支店に分掌されていたのを下関支店（後の門司支店）に集約していたことに対応する措置であったと想定されよう。そしてそれは、一九〇二年一月より実施された石炭の元扱店制度に門司支店が指定されることよって、より明確となった。しかし、一九一七年七月筑豊炭の元扱店が門司支店から若松支店に移されると、逆に若松支店長が門司支店長を兼任することとなった。石炭が第一次世界大戦期に輸出産業から内需産業に転換し、三菱もそれに伴って輸出から国内市場志向へと大きく転換したことを象徴的に示すものであった。

## (2) 海外売炭網の整備

三菱は、一八九三年七月日本郵船会社に香港・上海における石炭販売を委嘱した<sup>(14)</sup>。しかし、その後三菱は日本郵船との契約を解いて、新規に両地に販売代理店を置くこととした。

すなわち、一八九四年三月トリップ (J. H. Trip) を上海代理店、九六年一二月ゼフリース (H. U. S. Jeffries) を香港代理店に委嘱した。また、九五年フアルガソン商会とは芝罘地方、九八年には東肥洋行と漢口地方における石炭取引を開始した。

なお、ゼフリースについては「一定ノ手當ヲ給シ<sup>(15)</sup>」ており、また「是迄<sup>(16)</sup>トリップ氏ニ賣炭口錢ヲ與ヘ居リシガ同十二月一日（一八九六年…筆

者注）ヨリ一定ノ手當ヲ給シテゼフリース同様専務代理人ト定メタ<sup>(16)</sup>」と記されている。両代理店は、順調にそれぞれの地方における販売を拡大していった<sup>(17)</sup>。

また、東肥洋行とはその後一九〇〇年七月漢口地方における売炭増加に対応して、新規に石炭委託販売協定を結んでいる<sup>(18)</sup>。これは、後述するところであるが、同年六月官営八幡製鉄所との間で大冶鉄鉱石運搬請負契約が成立し、三菱は漢口で鉱石を積み取ることとなった。そこで、積取船で同地まで石炭を運搬し、販売を拡大しようとしたのである。その後、積取鉱石と運搬石炭が増加し、漢口は三菱にとって中国における一大拠点を形成するようになり、三菱の最初の海外店舗が開設されることとなった。

一方で、フアルガソン商会との取引は不調であり、一八九七年四月送炭を停止したのである<sup>(19)</sup>。

ところで、海外における売炭が順調に進展すると、三菱は代理店に代えて三菱の直営店舗を開設し、「売炭の自営を開始<sup>(20)</sup>」したことが特筆される。

まず、一九〇二年七月三菱門司支店は「門司支店漢口出張所ヲ設置<sup>(21)</sup>」した。そして、日露戦後の〇六年四月三菱合資は上海支店および香港支店を開設したのであるが、このとき同時に、漢口出張所を三菱合資直轄とした<sup>(22)</sup>。ここで、それぞれのケースについて、簡単に整理しておこう。

まず、門司支店漢口出張所であるが、ここで最も注意すべきは、三菱合資最初の海外店舗が合資本社ではなく門司支店の出張所として開設されたことである。三菱のテスト・ケースであったことを示唆するものであろう。同出張所は、それから二年後、日露戦争のさなか〇四年九月



「我社石炭取扱店東肥洋行トノ關係ヲ絶チ（中略）独立業務取扱」を開始した。次に、上海・香港両支店では、開設に伴ってただちに代理店を廃したことである。<sup>(24)</sup>これは、漢口出張所における経験が役に立ったものと思われる。

#### IV. 売炭事業の発展

##### (1) 売炭高の推移

門司や若松の店舗は、社炭販売を目的として開設されたものではあるが、三菱以外の社外からも石炭を購入していた。三菱ではこれを特に「買入炭」と表記していた。<sup>(25)</sup>また、時期によっては社外炭礦と販売委託契約を結んで販売しており、特に「委託炭」とよばれた。

なお、後述するように一九〇九年五月より社炭元扱店一括買上制度が実施されると、社炭も買入炭と同様の扱いとなる。とはいえ『各支店決算勘定書』では、「第一石炭」（社炭）、「第二石炭」（社外買入炭）として区別して表記していた。社外炭という表記は『各支店決算勘定書』では使用されていない。

では以下、社炭・買入炭全体の売炭についてみていこう。

第4表は、三菱門司支店石炭売捌高表である。

同表の重要点を、次に簡単に整理しておこう。

まず売捌高合計をみると、一八九六年度に二五万トン弱であったのが、その後順調に増加して、一九〇七年度以降一〇〇万トンを超え、一九一一年度には一・二カ月換算で一四〇万トン弱に達していた。一五年で五倍を上回る大きな増加であった。

第4表 三菱門司支店石炭売捌高表

(単位：千t)

年度	海外	内 国			合計
		内地移送炭	土地売炭	計	
1896	52 (20.9)	92 (36.9)	105 (42.2)	197 (79.1)	249 (100.0)
1897					—
1898			90 (30.5)		295 (100.0)
1899			116 (30.5)		320 (100.0)
1900	123 (24.7)	129 (30.0)	245 (49.3)	374 (75.3)	497 (100.0)
1901	176 (24.2)	119 (16.4)	433 (60.0)	552 (75.9)	727 (100.0)
1902	202 (28.5)	122 (17.2)	385 (54.2)	507 (71.4)	710 (100.0)
1903	236 (30.5)	170 (21.9)	369 (47.6)	539 (69.5)	775 (100.0)
1904	187 (23.9)	193 (24.6)	403 (51.5)	596 (76.1)	783 (100.0)
1905					—
1906					898
1907	252 (24.3)	256 (24.7)	529 (51.1)	784 (75.7)	1,036 (100.0)
1908	306 (23.6)	327 (25.2)	664 (51.2)	991 (76.4)	1,297 (100.0)
1909	204 (18.5)	298 (27.0)	603 (54.6)	901 (81.5)	1,105 (100.0)
1910	199 (16.6)	328 (27.3)	672 (56.0)	1,000 (83.3)	1,200 (100.0)
1911	292 (16.9)	550 (31.9)	881 (51.1)	1,431 (83.1)	1,723 (100.0)

注：

1. 土地売炭には、門司・若松・坑所を含む。
  2. 1911年度は前年10月～当該年12月、他年度は前年10月～当該年9月。
  3. 1896、1904、1907年度は『年報（門司）』、他年度は『統計輯覧』の数値。
- 出典：『統計輯覧』96～97頁、および『年報（門司）』1896、1904、1907年度、より作成。

そのうち、海外は一八九六年度に二〇・九%であったのが、以後上昇して一九〇三年度に三〇・五%でピークに達した。日露戦争の前年あたり、見越買いが多かったものであろう。〇八年度までは二〇%台にあって、〇九年度以降二〇%を割って、一九一〇、一一年度には一六%台に低下していた。

次に土地売炭は、一八九〇年代後半に三〇～四〇%台であったが、一九〇〇年代以降ほぼ五〇%以上に上昇して推移していた。土地売炭には、

内外船舶燃料炭、内外の石炭商に対する門司引渡し、そして地元消費（鉄道用炭・工場用炭）が含まれているが、船舶燃料炭の割合が大きかった。<sup>26)</sup> 一九〇〇年代における海外および土地売炭の割合の上昇は、門司支店開設の狙いであった海外市場と船舶燃料炭市場の開拓が順調に進んでいたことを物語っている。

内地移送炭は、当初三〇%を超えていたが、一九〇〇年代前半には二〇%前後にまで低下し、日露戦後上昇して一九一一年度には再び三〇%を上回っている。これは、

日露戦後石炭産業が輸出産業からしいに国内向け近代的エネルギー産業へと転換していったことを反映する動きであった。第5表は、三菱門司支店内外売炭地一覧表である。<sup>27)</sup> まず海外では、香港・上

第5表 三菱門司支店内外売炭地一覧表

(単位：千t)

地域/年度	1896	1903	1904	1907	
海外	香港	26 (10.4)	124 (16.0)	97 (12.4)	124 (12.0)
	上海	26 (10.4)	87 (11.2)	62 (7.9)	111 (10.7)
	漢口		25 (3.2)	21 (2.7)	17 (1.6)
	釜山・仁川			7 (0.9)	
計	52 (20.9)	236 (30.5)	187 (23.9)	252 (24.3)	
国内	京浜地方	68 (27.3)	40 (5.2)	69 (8.8)	68 (6.6)
	尾勢地方		43 (5.5)	24 (3.1)	39 (3.8)
	阪神地方		49 (6.3)	44 (5.6)	88 (8.5)
	門司・若松	105 (42.2)	369 (47.6)	403 (51.5)	529 (51.1)
	長崎	22 (8.8)			
	佐渡	2 (0.8)	13 (1.7)	7 (0.9)	
	呉		14 (1.8)	21 (2.7)	
	佐世保		7 (0.9)	16 (2.0)	
	舞鶴		5 (0.6)	5 (0.6)	
	その他			8 (1.0)	61 (5.9)
計	197 (79.1)	539 (69.5)	596 (76.1)	784 (75.7)	
合計	249 (100.0)	775 (100.0)	783 (100.0)	1,036 (100.0)	

出典：『年報（門司）』1896年度、1904年度、1907年度、より作成。

第6表 三菱門司支店門司・若松石炭積出仕向先一覧表（1911年）

(単位千t)

地域/年	1911年7～12月		
	積出合計	うち門司積出	
海外	香港	82 (11.2)	28 (34.1)
	上海	42 (5.7)	0 (0.0)
	漢口	4 (0.5)	0 (0.0)
	朝鮮	30 (4.1)	0 (0.0)
	計	158 (21.6)	28 (17.7)
国内	横濱	33 (4.5)	0 (0.0)
	尾勢地方	32 (4.4)	1 (3.1)
	大阪	99 (13.5)	2 (2.0)
	神戸	73 (10.0)	0 (0.0)
	その他	219 (29.9)	66 (30.1)
	小計	456 (62.2)	69 (15.1)
	坑所直送	37 (5.0)	0 (0.0)
計	493 (67.3)	69 (14.0)	
外国船燃料	47 (6.4)	47 (100.0)	
国内船燃料	35 (4.8)	20 (57.1)	
計	82 (11.2)	67 (81.7)	
合計	733 (100.0)	164 (22.4)	
海外輸出	205 (28.0)	75 (36.6)	

注：

1. 海外輸出＝海外＋外国船燃料。同欄（ ）内は、合計に対する割合（%）。
  2. 門司積出欄（ ）は、門司積出の積出合計に対する割合。
- 出典：三菱合資会社『記事月報（門司）』第2～第7号、1911年より作成。なお、『記事月報』については、『三菱史料館論集』第8号、2007年、参照。

海が圧倒的な割合を占めていたことである。漢口も、はやくから販路の開拓に力を注いだこともあって、海外売炭の一〇%を上回る年度もあった。なお日露戦争期において、香港が上海売炭を大きく上回っており、軍事的緊張の高まりと香港石炭市場の結び付きの強さが窺えよう。

国内に移ると、門司・若松が半ば前後を占めて他を圧しており、ついで京浜または阪神、そして尾勢地方の順となっている。一九〇四年度では阪神が京浜地方に比して低くなっているが、門司・若松売炭のうちから他の石炭商の手を経て阪神地方に送炭される割合が相当あったためと考えられる。

なお、佐渡は三菱の佐渡鉱山用であり、呉・佐世保・舞鶴は海軍向けであったと想定していよい。

第6表は、三菱門司支店門司・若松石炭積出仕向先一覧表（一九一



年)である。

同表は、前掲第5表と異なり、門司・若松売炭の計上がなく、同所よりの「積出仕向先」を示しているところに大きな特徴がある。

まず海外をみると、合計に対する割合は二一・六%を示している。前掲第4表の海外割合が一九一一年度に一六・九%であったことに比して四・七%も高くなっており、その差に注意する必要がある。第4表の土地売炭の一部が他の石炭商の手を経て海外に売炭されていたからと思われる。香港・上海向けがやはり圧倒的であるが、朝鮮向けが四・二%と激増していたことも注目に値しよう。

次に、内国に移ろう。大阪・神戸計で二三・五%を占め、横浜、尾勢地方が四%台で続いている。大阪・神戸の割合が高くなるのも、海外と同じ事情であったと考えてよいであろう。坑所直送は五・〇%もあり、主として北九州の鉄道・工場向けではなからうか。

内外船舶燃料炭は、合わせて一一・二%に達していた。これも、前掲第4表では門司・若松売炭に含まれていたものであろう。この外国船舶燃料と海外積出分を合計し、これを海外輸出分と考えると二八・〇%となる。

ところで、第6表には門司・若松積出高合計のうち門司積出の数量と割合を掲げているので、これについてもみておこう。海外積出計一五・八万トンのうち門司積出は二・八万トン(一七・七%)を占めるにすぎない。残りは若松であったから、若松港の整備が進み、すでに門司港の海外輸出における役割が大きく低下していたことが知られる。門司積出合計は一六・四万トン(二二・四%)であったが、船舶燃料炭の門司積取分がその割合を大きく押し上げていたのである。

ところで、売炭には約定売炭と臨時売炭

という二つの取引形態があった。前者は、一定の数量・価格の売約をあらかじめ行い、それを三ヶ月、長期では一年あるいは二年に渡って引き渡すものである。後者は、現物取引である。三菱のように、傘下に近代的巨大炭礦を擁する場合、ここでは計画的に大量売炭が行なわれており、これに対応して長期・大口の約定の獲得が経営上不可欠となっていたのである。

第7表は、三菱門司支店土地売炭中約定売炭・臨時売炭内訳表である。

同表によれば、約定売炭の割合は一八九六年度に五四・三%であったが、一九〇三、〇四年度では八〇〜九〇%にまで高まっていた。当該期に急増した土地売炭は、約定売炭を確保することによって支えられていたことが分かる。

第8表は、三菱門司支店主要約定売炭一覧表(一九一一年六〜二月)である。

同表の重要点を、次に整理しておこう。

本社では、日本郵船、鉄道院、東洋汽船、海軍工廠と約定を行なっていた。横浜の朝田は、鐘紡、富士紡、東海では三重紡績が計上されている。大阪支店は、大阪商船、大阪電燈、大阪製煉所、旭硝子、大阪紡績をはじめ、その他在阪の紡績会社と約定を結んでいた。神戸支店では、三菱製紙所、鐘紡、神戸造船所、東京倉庫などが計上されている。門司

第7表 三菱門司支店土地売炭中約定売炭・臨時売炭内訳表 (単位:千t)

年 度	約定売炭	臨時売炭	合 計
1896	57 (54.3)	48 (45.7)	105 (100.0)
1903	299 (81.0)	69 (18.7)	369 (100.0)
1904	361 (89.6)	42 (10.4)	403 (100.0)

出典:『年報(門司)』、1896、1904年度、より作成。

第8表 三菱門司支店主要約定売炭一覧表  
(1911年6～12月)

(単位：千t)

取扱店	売炭約定先	数量	炭種	
本社	日本郵船	30	切(鯨)	
	鉄道院	28	塊(新、金、鯨)、切(新)、粉(新)	
	東洋汽船	15	切(鯨)	
	海軍工廠	7	塊(金)	
朝田	大日本製糖	7	小塊(新)、粉(新)	
	鐘紡	14	粉(新)	
	富士紡	6	粉(新)	
東海	横浜電気	5	粉(新)	
	三重紡績	12	塊(金)、粉(金)	
	大阪	45	切(鯨)、小塊(鯨)、粉(新、方、金)	
大阪	大阪商船	45	切(鯨)、小塊(鯨)、粉(新、方、金)	
	大阪電燈	42	粉(方、鯨、新)	
	大阪紡績	12	粉(新)	
	内外綿	11	粉(金)	
	摂津紡績	6	粉(新)	
	他紡績会社	8	粉(鯨、金)	
	旭硝子	11	塊(方)	
	大阪製煉所	8	中塊(方)、切(鯨)	
	鉄道	10	粉(鯨、新)、切(新)	
	三井物産	6	塊(鯨)、粉(鯨)	
	神戸	三菱製紙所	24	切(鯨)
		鐘紡	11	粉(鯨)
神戸造船所		7	中塊(方)、切(鯨)	
東京倉庫		5	切(新)	
神戸棧橋		10	切(新)	
門司	東洋捕鯨	7	塊(方)、切(新、鯨)	
	九州製紙	7	切(金)	
	大里製粉所	6	粉(金)	

注：

- 取扱店欄、本社は三菱合資本社。また、朝田は横浜の朝田又七、東海は東海石炭商会で、順に京浜、名古屋の代理店。大阪、神戸、門司は三菱の各支店。
  - 大阪製煉所は三菱大阪製煉所。
  - 炭種欄の塊は塊炭、切は切込炭、粉は粉炭、小塊は小塊炭。鯨は鯨田、新は新入、金は金田、方は方城の各炭坑。
- 出典：『記事月報』第1～第7号、1911年、より作成。

第9表 三菱門司支店石炭売捌高社炭・買入炭内訳表

(単位：千t)

年度	社炭	買入炭	売捌合計
1896	223 (89.6)	26 (10.4)	249 (100.0)
1900	404 (81.3)	93 (18.7)	497 (100.0)
1901	591 (81.3)	136 (18.7)	727 (100.0)
1902	540 (76.1)	170 (23.9)	710 (100.0)
1903	432 (55.7)	343 (44.3)	775 (100.0)
1904	436 (55.7)	347 (44.3)	783 (100.0)
1907	548 (52.9)	488 (47.1)	1,036 (100.0)
1911	584 (89.3)	70 (10.7)	654 (100.0)

注：

- 社炭＝売捌高合計－買入炭、により算出。
  - 1911年度は、三菱門司、若松両支店受入高で、7～12月の6ヶ月合計。
- 出典：『年報(門司)』、1896、1904、1907年度、『記事月報』第7～12号、1911年、および第4表、より作成。

支店では、東洋捕鯨、九州製紙、大里製粉所がみえる。

取扱店では、特に本社が官需・軍需を約定していること、全体としての売約先には、いわゆる三菱系企業(日本郵船・旭硝子・大阪製煉所・三菱製紙所・神戸造船所・東京倉庫)が多かったことが知られる。

第9表は、三菱門司支店石炭売捌高社炭・買入炭内訳表である。

同表によれば、売捌高合計に占める社炭の割合は、一八九六年～一九〇一年度では八〇%を超えていたが、一九〇〇年代を通じて急速に低下し、〇七年度には五二・九%を示した。これに対し、買入炭の割合は急速に上昇して、一九〇七年度に四七・一%に達した。一九〇〇年代における門司支店の売炭高の伸びは買入炭によって支えられていたことが知

られよう。

石炭産業は、鉱区取得から生産開始に至るまで長期間を必要とし、また新規に坑口を開く場合も同様であって、短期間に出炭を増大するには限界が大きかった。したがって、三菱門司支店が一九〇〇年代に買入炭に依存したのにはこのような事情があったためと考えられよう。また、一方では三菱に買入炭を供給する側にもそれに対応する多数の石炭企業があったことも重要である。そこで、次に買入炭の購入先についてみておくこととしたい。

第10表 三菱門司支店買入炭購入先別販売金額一覧表

(単位：千円)

炭坑/年度	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	合 計
炭坑	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	合 計
古河炭	67( 8)	7( 2)	—( 0)	148( 21)	193( 21)	403( 25)	463( 45)	404( 59)	696( 40)	451( 19)	505(△6)		423( 46)	295(24)	4,055( 304)
小松炭	5( 1)		—( 5)	85( 2)		1,132( 17)	784( 73)	663( 110)	37( △9)	113( 16)	278( 33)		161( 18)	3( 1)	3,261( 262)
忠濃炭					131( 9)	80( 4)		79( 19)	219( 8)	133( 31)	154(△4)		342( 25)	266(17)	1,464( 109)
宮浦炭								61( △7)	238( △3)	188( 15)	3( 0)				470( 5)
安川炭				34(△1)				273( 27)		35( 4)			81( 5)	69( 2)	492( 37)
杵島炭								124( 4)	68( 15)	97(△4)	59(△2)				348( 13)
岩崎炭						27( 6)	6( 1)	104(△14)	138( 3)						275( △4)
御徳炭	56( 2)	90(11)	—( 2)	77( 7)	9(△1)		5( 0)	0( 9)					4( 0)		241( 28)
阿部添田炭								41( 4)	157( 5)	20( 12)			42( 1)	53( 7)	313( 29)
藤棚炭		32( 3)	—( 4)	124( 10)	46( 4)										202( 17)
穂波炭			—( 2)				18( 3)	63( 0)	118( △5)						199( △2)
本洞炭				48( 2)	109( 8)	15(△2)	1( 0)	10( 1)	12( 5)						183( 9)
平山炭			—( 4)	57( 10)	6( 1)		18( 2)	85( 12)							178( 30)
豊州炭				3( 0)											130( 11)
金田炭	44( 0)	83(11)													124( 1)
米飛炭				4( 3)	17(△1)	7( 0)	19(△2)	77( 1)							111( 8)
高雄炭				49( 6)	60( 2)	2( 0)									71( 6)
赤地炭				35( 4)	33( 2)	3( 0)									64( 6)
津波黒炭				34( 1)	9( 0)		18( 1)	3( 4)							46( 3)
皆川炭				11( 0)	34( 3)	1( 0)									28( △1)
瀬野炭				8( 1)	20(△2)										22( 0)
多賀野炭		1( 0)	—( 8)	21( 0)											21( 3)
甲種雑炭	8( 1)	11( 2)		2( 0)											721( 24)
乙種雑炭									349(△45)	272( 62)	100( 7)				3,619
丙種雑炭									292(△52)	1,093( 69)	1,359( 87)				2,744( 104)
丁種雑炭									283( 1)	473(△3)	794( 49)				1,550( 48)
戊種雑炭									103(△37)	131( 18)	120( 12)				354( △7)
その他	3( 0)	21( 1)	—( 5)	53( 4)	57( 4)	85( 7)	221( 16)	721( 109)	246(△11)	33( 7)	33( 2)				312( △3)
合計	183(12)	245(30)	371(29)	793( 70)	724( 51)	1,755( 57)	1,553(139)	2,708( 338)	3,112(△45)	3,113(242)	3,441(183)	—(△10)	1,216(117)	1,107(97)	19,950(1,291)
買入炭坑数	9	17	25	27	22	17	30	59	不祥	不祥	不祥	11	27	34	100.0/100.0

注：  
 1. 右端合計欄では、1900、1909年度分を算入せず。同欄割合は、左販売額、右損益。損益割合では△(マイナス)を略。  
 2. 古河炭には、塩頭・目尾炭、安川炭には、明治炭、赤池炭、小松炭には、第二小松炭を含む。  
 3. 各年度( )は、門司支店買入炭損益勘定表に示された損益である。同損益は、門司支店損益勘定表における買入炭損益勘定の金額と一致しない年度がある。参考として、  
 4. 甲、乙、丙、丁、戊の5種類は、1906、07、08年度のみ計上されている。多数の買入炭を5種の等級別に集計したものと考えられる。  
 出典：『支店勘定書』I、II、III、より作成。

## (2) 買入炭

第10表は、三菱門司支店買入炭購入先別販売金額一覽表である。

同表にみられる重要点を次に整理しておこう。

まず、各年度販売金額の推移をみると、一八九八年度に一八・三万円であったが、以後変動はあるが急増して、一九〇八年度に三四四・一万円でピークに達した。しかし、一九一〇年度には一二一・六万円と激減し、翌一一年度には一二月カ月換算で八四・三万円にまで減少していた。三菱門司支店は、開設後買入炭取引を積極的に拡大したことが知られよう。同支店の目的の一つとして、海外輸出や船舶燃料炭市場の開拓に加え、買入炭取引の拡大があったのである。そして、買入炭のピーク期は日露戦後の石炭需要の増大する一九〇六～〇八年度であつて、一九一〇、一一年度には大幅な減少となつている。ところで、当該期は社炭生産の増大期にあつており、しかも一九一〇年一〇月には筑豊炭田の有力坑として知られた金田炭坑を買収しているの、買入炭取引について削減に転じたものではなからうか。

次に、各年度利益の推移をみるとしたい。これは、一八九八年度に一・二万円であつたが、変動を繰り返しながらも一九〇五年度に三三・八万円でピークに達するまで急増していた。その後、一九〇六、〇九年度に赤字を計上するが、両年度を除けば、一九一〇年度までは一〇〇～二〇万円を超えて好調であつた。買入炭取引は、大きな利益が期待できるが、一方でリスクを伴つていたことも知られる。一九〇七年度では二四・二万円の利益が計上されているが、『年報(門司)』(一九〇七年度)は「需要増加ヲ豫想シテ買約シタル補充炭八月ヲ遂ヒテ堆積シ決算ニ至リ古貯炭格下ゲ処分ヲ断行スルノ止ムヲ得ザルニ至レリ」<sup>(28)</sup>と記し、同年度

「特別格下ゲ」<sup>(29)</sup>金額は四・一万円に達したのである。日露戦時・戦後のブーム期における炭価の上昇が激しかったため、石炭ブームが去ると炭価の下落幅も大きく、買入炭取引のリスクは高まつていたのである。

次に、買入先について、販売数量から四つのグループに分類して分析することとした。

まず第一のグループは、古河炭、小松炭、忠隈炭の上位三位に属するものである。古河炭には、塩頭・目尾炭と下山田炭が含まれている。小松炭は久良知寅次郎(以下久良知と略)の産出炭である。<sup>(30)</sup>小松炭は、後述するように三菱とは特殊な関係にあつた。忠隈炭は住友の経営する有力坑である。<sup>(31)</sup>これら第一グループの販売金額合計は、第10表全期間合計の四四・二%、同じく利益合計では実に五二・六%に達し、他の多数の購入先に対し圧倒的な割合を示していた。三菱は、筑豊炭田屈指の有力資本と長期・大口、かつ安定した取引関係を形成して、買入炭の数量と利益を確保していた事実<sup>(32)</sup>に注意を払う必要がある。

第二のグループは、上位第四位から第一九位に属するもので、販売金額合計では第10表全期間合計の一七・六%、利益合計では一五・五%を占めた。安川炭には安川敬一郎傘下の明治・赤池の有力坑が含まれる。津波黒炭は貝島太助、藤棚・本洞炭は麻生太吉傘下であつて、安川・貝島・麻生は筑豊御三家と称される地場最有力資本であつた。金田炭は毛利家の傘下にあり、一九一一年に三菱が買収する炭坑の産出炭であつた。また官営系統では御徳炭は海軍、高雄・潤野炭は官営八幡製鉄所傘下であつた。残りについても、そのほとんどが農商務省編『本邦鉱業一斑』(各年)によれば、「重要鉱山」あるいは「主ナル鉱山」として掲載されている中堅以上の炭坑に属していた。第二のグループの特徴は、上位の

安川炭、宮浦炭、御徳炭のように長期にわたる取引関係を維持している場合もあるが、多くは数年間で取引が終わっていることである。第二グループには、貝島や麻生のように三井に從属し、また毛利家のように三井との関係が深いものが含まれていた。

第三のグループは、一九〇六〜〇八年度に限り計上される甲、乙、丙、丁、戊の五等級に分類されるものである。このように、単に五等級に分類した事情は、第10表の買入炭坑数の推移から容易に推測することができる。それは、一八九八年度に九坑であったが、一九〇五年度には五九坑と激増しており、〇六〜〇八年度にかけてはさらに増加したため、上位坑を除き五等級分類で表示したと考えられよう。そして、購入先が減少すると一九一〇年度以降、個別購入先を再び計上するようになったのである。日露戦後の石炭需要の拡大期において、購入先を激増させることによって買入炭の数量を確保しようとしていたことが看取されよう。なお、五等級分類の三カ年度合計は五六八・一万円、うち乙種炭四八・三%、甲種炭一二・七%、両者計で六〇%を上回っており、ここから三菱は上級炭を中心に購入していたことが知られる。

ところで、『年報(門司)』(一九〇七年度)には「臨時買入炭」<sup>32)</sup>との表記がみられる。これがどの買入炭を指しているのか必ずしも明瞭ではないが、安定した取引関係にある買入炭とは区別されていたようである。そのように考えれば、五等級分類炭は、多くは臨時買入炭に該当するよう<sup>33)</sup>に思われる。

第四のグループは、「その他」に属するものである。<sup>34)</sup>一九一〇年度以降については度外視すると、農商務省編『本邦鋳業一班』に掲載されない炭坑が多く、中小・零細坑に属するものと考えられる。買入炭数量も

小規模で、安定した取引関係がなく、典型的な「臨時買入炭」として表現されるものではないかと思われる。三菱のように、大量の売炭を行う場合に、「臨時買入炭」に大部分を依存することはできないとしても、多くの場合有力資本から購入するよりも有利な条件で購入が可能であったかもしれない。

以上の検討からは、三菱門司支店は基本的に第一および第二グループのような有力坑と、長・中期の取引関係を結んで大量の上級炭を買入炭として確保していたところに大きな特色を見出すことができよう。それは、三菱門司支店が長・中期の大口約定売炭を基本とする売炭活動を行っていたため、社炭の出炭計画と照合しつつ大量の買入炭を安定的に確保しておく合理的な方法であったと考えることができる。そして、社炭と合わせて買入炭を販売することによって市場シェアを拡大し、市場における優位性を高めることができたのである。

古河・住友・安川は、自己の販売部門を有しており、門若や阪神地方では三菱の強力な競争者として立ち現れていたのである。三菱が、これら有力資本との間に安定した買入炭関係を築くということは競争を緩和し、一面では協調関係を醸成する一つの要因をも形成していたように思われる。

では、買入炭問題の最後として、損益の算出プロセスを簡単にみておくこととしたい。

第11表は、三菱門司支店買入炭損益勘定表である。

同表によれば、支出欄では、買入炭代が支出計の八五%前後を占め、運炭費は一〇〜一二%、売炭費は一%台であった。因みに、運炭費はトシ当たり〇・五三円であった。同年度の鯉田炭のそれは一・二六円となつ



第11表 三菱門司支店買入炭  
損益勘定表

(単位：千円)

内訳／年度		1899	1900
収入	売上炭代	245	371
	雑益金	7	8
	計	252	379
繰越見積代		34	173
前年度繰越高		91	34
支出	買入炭代	142	411
	運炭費	20	49
	売炭費	2	6
	雑費	2	4
	その他	0	18
	計	166	489
損益		30	29
売炭数量(千t)		—	93

注：

1. 損益 = (収入 + 繰越見積代) - (前年度繰越高 + 支出)。
  2. 1900年度支出欄「その他」は、炭代予納金9千円、原価諸費未済9千円。
- 出典：『支店勘定書』I、II、より作成。

ていた<sup>34)</sup>。買入炭は鯉田炭の四二%という低きであるが、これはおそらく買入炭が若松あるいは門司渡しであったからではなからうか。そうだとすれば、買入炭は手間もコストも省ける便利な購入方法でもあった。

### (3) 委託炭

三菱門司支店の『決算勘定書』に「委託炭勘定」が計上されるのは、一九〇〇、〇一、〇二年度の三カ年度限りであり、同勘定からだだち<sup>35)</sup>その内容を掘り下げて分析することには無理がある。しかしながら、『三菱社誌』(二〇)には一九〇二年一月五日付で「対久良知寅次郎貸金整理方」と題して、次のように記されている。

「門司支店裏二明治三十三年(一九〇〇年：筆者注)四月十日以来久良知寅次郎締結ノ石炭委託販賣ニ係ル契約ヲ變更シ、八月三十一日限ヲ以テ従来ノ委託販賣ヲ中止シ、同日迄ノ諸取引勘定ノ清算ヲ遂ゲ、其結果トシテ貸越残高金參萬貳千參拾圓餘ハ新ニ之ヲ鉱業資金ニ貸與スルコトトシ、其外金拾貳萬貳千七拾九圓貳拾參錢一口、金參萬圓一

口等ノ貸金ニ對シテハ利息日歩貳錢ノ割トシ、九月一日以後採掘ニ係ル石炭ハ一切我社ニ於テ之ヲ買収シ、毎月買収石炭代金ノ内ヨリ金壹萬五千圓ヲ控除シ、現存總貸金ノ利息ニ充テ、殘額ハ各貸金ノ元金返済ニ供セシムルコトトス」

当該記述には、三菱の「委託炭制度」、および三菱と久良知との特殊な関係を説明する重要な手掛りが示されている。次に、重要点を整理しておこう。

第一に、久良知との委託炭契約は一九〇〇年四月から一九〇二年八月まで続いたとされることである。これは、前記『決算勘定書』の計上期間と一致しており、その委託炭勘定は久良知のものであったとみなしてよいであろう。

第二は、委託炭契約に伴って貸金が実行され、一九〇二年八月の残高合計が約一八・五万円にも上っていたことである。

第三に、この点が重要となるが、当該貸金整理のために委託炭契約を中止し、新規に久良知炭全てを買入炭とし、石炭代金より利息や貸金返済額を控除することとしたことである。

ここに、筑豊鉱業家の中の有力者であった久良知も、販売権を三菱に掌握してしまったのである。前掲第10表によれば、小松炭の販売額が一九〇三年度(一九〇二年一月〜一九〇三年九月)に激増しており、これは三菱による販売権の設定によるものと理解することができる。したがって貸金整理の真の狙いは、委託炭方式では久良知が三菱に多くを委託しなかつたため、一手販売権を設定することにあつたと想定されるのである。



では、委託炭販売についても少し立ち入って検討しておくこととしたい。

第12表は、三菱門司支店営業勘定表貸方委託炭勘定明細表である。

同表より明らかのように、委託炭契約による収入は、利子が合計の約六〇%を占め、石炭の販売手数料は三三%前後の水準である。地料は内容が判然としないが、委託炭であるので貯炭場の地代と理解しておくのが合理的であろう。委託炭収入は一九〇二年度では七・二万円を示し、これは同年度の社炭販売手数料三・五万円や、買入炭利益合計五・一万円をはるかに上回っていたのである。

では、巨額の利子を生み出した貸金について考えてみよう。

第13表は、三菱門司支店貸借対照表借方委託炭・貸金勘定一覧表である。

まず委託炭勘定であるが、これはその勘定名称からは、一見委託炭の

期末残高（貯炭）のよ

うにみえる。しかしながら、そのように解釈できない次のような事由がある。

委託炭の貯炭は門司支店の貸借対照表の資産勘定には属しないことである。これは社炭の貯炭も同様であって、社炭も一種の委託販売

第12表 三菱門司支店営業勘定表貸方委託炭勘定明細表 (単位：千円)

勘定／年度	1900	1902
手数料	5 ( 33.3)	25 ( 34.7)
利子	9 ( 60.0)	44 ( 61.1)
地料	1 ( 6.7)	3 ( 4.2)
合計	15 (100.0)	72 (100.0)

出典：『支店勘定書』Ⅱ、より作成。

第13表 三菱門司支店貸借対照表借方委託炭・貸金勘定一覧表 (単位：千円)

勘定／年度	1900	1901	1902	1903
委託炭勘定	176	235	383	—
貸金勘定	6	26	19	11

出典：『支店勘定書』Ⅰ、Ⅱ、より作成。

であったため、門司支店の貸借対照表資産勘定には計上されていない。これに対し、買入炭の貯炭は、貸借対照表資産勘定として計上されている。では、委託炭契約に伴う貸金はどこに計上されているのであろうか。

前記の資産勘定には「貸金」勘定が計上されており、第13表にはその金額も掲げている。貸金勘定の残高は、一九〇〇年度〇・六万円、一九〇二年度一・九万円であって、両年度とも久良知からの受取利子のほうが貸金額を上回っており、当該貸金勘定は久良知に対するものではないと判断してよいであろう。

それでは、第13表の委託炭勘定が期末の貯炭ではなく、かつ貸金勘定が久良知に対するものでないとすれば、この委託炭勘定の内容は何であろうか。これはもはや久良知に対する貸金額と理解する他はないであろう。そうだとすれば、貸金は一九〇〇、〇一、〇二年度と一七・六万円、二二・五万円、三八・三万円と増加の一途を辿っていたことになる。門司支店がそのような事態に不安を募らせたことも、「貸金整理」に踏み切らせた事情として頷くべきものがある。

では、増加する貸金に対し久良知の委託炭数量はどのようなものであったのだろうか。門司支店の史料には委託炭取扱高に関するデータは残されていない。

第14表は、三菱若松支店石炭受入高一覧表である。

第14表 三菱若松支店石炭受入高一覧表 (単位：千t)

内訳／年度	1900	1901	1902
社炭	434 ( 81.9)	505 ( 81.6)	514 ( 86.1)
買入炭	74 ( 14.0)	83 ( 13.4)	80 ( 13.4)
受託炭	22 ( 4.2)	31 ( 5.0)	2 ( 0.3)
合計	530 (100.0)	619 (100.0)	597 (100.0)

出典：畠山秀樹「三菱若松支店に関する覚書」(九州大学『経済学研究』第69巻第3・4合併号、2003年)、3頁、より作成。

同表に計上されている「受託炭」が久良知からの委託炭であると推測されるが、三年間合計で五・五万トンであった。ただし、一九〇二年度の受入数量〇・二万トンは前掲第12表の手数料からみて過少であつて、門司支店における受入高は、これよりもはるかに多かつたと推測される。<sup>(38)</sup>

では、一手販売権設定後、久良知との関係はどのように推移したのであるうか。前掲第13表によれば、一九〇三年度における貸金残高は一・一万円であつたので、おそらく同年度には久良知に対する貸金は解消されていのではないかと想像される。しかしながら、『年報（門司）』（一九〇四年度）は、「前年度ニ引続キ久良知ノ全部（中略）ヲ買入レ」と記し、久良知炭（小松起行炭）を「特別買入炭」と記して、一般の買入炭とは区別して記録していたのである。三菱に対する従属関係から脱することは容易ではなかつたようである。そして、『年報（門司）』（一九〇七年度）は、次のように記していた。<sup>(41)</sup>

「當支店賣炭ノ約半数ハ買炭ニ由リテ補充セザルベカラス然ルニ臨時買入炭ニ属スルモノハ常ニ炭價ノ高下ニ由テ向背ヲ異ニシ補充ノ途ヲシテ確實ナラシムルニ足ラズ是ニ於テカ起行小松坑ニ貸資シ其出炭全部ノ取扱ヲ契約セシメ宮尾坑ト特約シテ是亦其出炭全部買入ノ法ヲ講シタリ」

「貸金整理」から五年後、三菱は再び久良知（起行小松坑）に「貸資」して一手販売権を設定せしめたのであり、また宮尾坑とも「特約」を結んでいたのである。三井、三菱、住友のような財閥資本は、豊富な資金を武器として、筑豊地場資本との間に石炭の一手販売権を設定していた

が、資力や販売力の不足のために、地場資本はなかなか従属関係を断ち切れなかつたようである。<sup>(42)</sup>

第15表は、三菱門司支店貸金勘定一覧表である。

同表によれば、貸金は磯部と久良知に対して行われていた。磯部は門司港の海運荷役業者で、古くより小型船で三菱の運送を請け負っていた。そして小型船調達資金を、常に三菱に依存していた。また久良知に対する貸金は、一九〇七、

〇八、〇九年度に計上されたが、一九一〇年度には解消されていた。

しかし、一九一〇年度の門司支店の「損益勘定表」借方には「久良知貸金残額切捨」として一万九、〇〇〇円が計上されており、翌一一年度同勘定表貸方には「久良知貸金ノ内取立高（昨年度ニテ一担切捨ノ分）」として一、〇〇〇円が計上されていた。<sup>(43)</sup>ここから、一九一〇年度に貸金の「切捨」を行い、損失処理したことが判明する。前掲第10表に示したように、一九一一年度において小松炭の販売額は前年度比激減しており、以上を考え合わせると、一手販売権契約も解消したものと推測してよいであろう。しかしながら、貸金の解消を急いだ事情として、前述したように買入炭取引の削減に転じていたことを指摘する必要がある。

第15表 三菱門司支店貸金勘定一覧表（単位：円）

年度末	貸金	内 訳	
1905	30,700	磯部松蔵	30,700
1906	12,700	磯部松蔵	12,700
1907	59,264	久良知重孝	59,264
1908	93,252	久良知重孝	61,252
		磯部松蔵	32,000
1909	56,485	久良知重孝	36,485
		磯部仁左工門	20,000
1910	6,800	磯部仁左工門	6,800

注：磯部仁左工門は磯部松蔵の相続者と思われる。  
出典：『支店勘定書』Ⅲ、Ⅳ、より作成。

## V. 三菱門司支店の海運業

### (1) 概観

三菱の海運業は、周知のように一八八五年九月日本郵船会社に譲渡された。その後、長崎や門司から香港、上海への石炭輸送のために「若干の船舶は常備されたが、大部分は備船又は運送契約に依存<sup>(44)</sup>」していた。しかし、日清戦争後筑豊炭の海外輸出が急増するなかで、一八九七年には「門司支店は香港・上海向け送炭用として、外国船を延べ十九隻チャーター<sup>(45)</sup>」して急場を凌いだといわれる。事実『三菱社誌』には、当該期英・独・ノルウエーなどの汽船雇人の記録が多数残されている。社汽船の保有が焦眉の急となっていた。しかし、その場合最大のボトルネックは、往航船は石炭を満載しても、「この復航のスペースが余って片荷<sup>(46)</sup>」となることであつた。

ところが、一八九九年四月、官営八幡製鉄所が中国大冶鉄鉱石の購買契約を結んだ。三菱は渡りに船と「三菱の上海向け運炭船の復航船をその輸送に充てる交渉が始められた<sup>(47)</sup>」のである。大冶鉄鉱石は漢口で積み取られることになっており、漢口と上海は長江の上流域と河口域という地理関係にあつた。三菱は、この運搬請負契約の獲得を政治力で実現可能とみていたのか、正式契約以前に、海運業進出の準備を着々と進めていた。

まず、一八九九年六月三菱合資会社は「会社ノ目的ニ船舶運送（中略）ノ營業ヲ追加」した<sup>(48)</sup>。そして、同年一二月には「製鉄所用鉱石運搬ヲ引受ケタル結果、門司枝光間運搬用トシテ予算金參萬円ヲ以テ特ニ船舶三十艘ヲ新造スルコト<sup>(49)</sup>」とした。さらに、翌一九〇〇年一月には三菱造船

所で飽浦丸（一、七二七トン）を竣工させ、同年六月に「製鉄所ト大冶鉱石運搬契約ヲ結び船舶飽浦丸ヲ運搬用船ニ充<sup>(50)</sup>」てたのである。契約は、「期間は十ヶ年で、年間数量五萬トン<sup>(51)</sup>」とされたが、以下に述べるように、数量はそれをはるかに上回っていた。

ここに三菱門司支店は、門司と中国大陸間において、往航船には石炭を、帰航船には大冶鉄鉱石を積荷とする海運業を開始したのである。積荷が巨額に上つたため、三菱は次々と三菱造船所製の新造大型船を投入して、海運業は門司支店の第二の収益部門に発展していったのである。

以上のようにして、三菱の社有汽船においては（以下社汽船と略）、門司・大陸間の就航便数が長崎・大陸間を圧倒していった。このため、三菱の社汽船管理体制も再編成が進められることとなった。まず、一八九九年三月「従来社船立神芙蓉初音ノ參船管轄ハ長崎支店ニ於テシ、其船線ノミ門司支店ニ取扱ハシメタルヲ改メテ全ク門司支店ノ管理ニ移<sup>(52)</sup>」した。以後、社汽船は原則として門司支店の管理に置くこととされ、一九〇九年五月には「社有汽船（中略）全部ヲ門司支店ノ所管<sup>(53)</sup>」と通達している。

かくて、三菱門司支店は三菱の海運業全体を担当することとなり、本社もその実績を認めたからと思われるが、従来社汽船の損益は三菱合資本社の損益勘定表に計上されていたのが、一九〇五年度以降門司支店の損益勘定表に移され、損益は門司支店に帰属することとなったのである<sup>(54)</sup>。これに対し、門司支店の雇入汽船の損益は、当初より同支店に帰属していた。そして、その後一九一二年一二月第二次營業部に船舶課の開設が決まると、それは門司支店に置かれ、同支店長が船舶課長を兼任することとなったのである。

第16表は、三菱門司支店所属社汽船一覧表である。

芙蓉丸は一八八六年一月ドイツより購入されたもので、一九〇二年一月に日本郵船に売却されるまで長期にわたって、石炭の海外輸出を担った。一八九八年二月新造の立神丸は大型汽船であって、翌九九年六月三菱合資の会社目的に「船舶運送」を追加したことと結び付くものと思われる。一九〇〇年一月新造の飽浦丸は大冶鉄鉱石運送を目的とするものであった。そして、一九〇二年新造の若松丸・大冶丸は、飽浦丸と合わせて社汽船による石炭・鉄鉱石輸送体制を担うものであった。日露戦争後には、田浦丸・福浦丸が購入され、門司・中国大陸間の運送には社汽船を基本とし、雇入汽船を需給の調節弁として利用する三菱の海運業の形態が確立することとなった。江浦丸・小浦丸は小型汽船であって、沿岸輸送を基本任務としていた。

(2) 大冶鉄鉱石の運搬

先にみたように、大冶鉄鉱石の運搬が、中国大陸からの帰航船の積荷を確保することとなり、三菱の海運業を本格的軌道に乗せることとなった。そこで、ここで大冶鉄鉱石の運送状況をみておくこととしたい。

第17表は、三菱門司・若松両支店大

第16表 三菱門司支店所属社汽船一覧表

年	船名 (t)	取得方法	備考	在籍数
1886	10月、芙蓉丸 (1,270)	外船購入 (6.5万円)	1902.1、日本郵船に売却 (7.0万円)	1
1895	1月、須磨丸	新造	1895.12、大阪商船に売却	2
1896	8月、初音丸 (632)	外船購入	1902.8、沈没	2
1898	12月、立神丸 (2,770)	新造 (32.8万円)	1901.4、日本郵船に売却 (32.8万円)	3
1900	1月、飽浦丸 (1,717)	"/ (23.4万円)	1904.8、沈没	5
	9月、江浦丸 (643)	"/	沿岸航路向運炭船	
1902	4月、若松丸 (2,774)	"/ (51.8万円)	"/	6
	6月、大冶丸 (2,795)	"/ (51.8万円)	"/	
1905	3月、田浦丸 (1,572)	外船購入 (16.9万円)	"/	5
	5月、福浦丸 (3,057)	"/ (18.0万円)	"/	
	7月、小浦丸 (720)	"/ (7.1万円)	"/	

注：

- 1899年3月、芙蓉丸、初音丸、立神丸の管轄を長崎支店から門司支店に移管。
  - 1904年10月、江浦丸の所轄を門司支店から長崎支店に移管。
  - 1909年5月、若松、大冶、福浦、田浦、江浦、小浦の全部を門司支店の所管とする。ただし、江浦、小浦の2船の運用は便宜上、長崎支店取扱い。
  - 新造船は三菱造船所で建造。
  - 若松丸、大冶丸は鉄鉱石運搬専用船として設計。
- 出典：『三菱社誌』(19)～(21)、より作成。

第17表 三菱門司・若松両支店大冶鉄鉱石取扱高

年度	門司支店		若松支店		運賃収入 試算額 円
	運搬高 t	取扱手数料 円	運搬高 t	取扱手数料 円	
1900	15,767	381			
1901	71,708	不詳			
1902	49,758	不詳	50,744	2,030	
1903	54,143	3,032	52,476	2,099	
1904	39,657	不詳	不詳	不詳	
1905	不詳	不詳	94,300	3,771	
1906	105,000	6,655	106,846	4,274	
1907	103,800	6,481	112,079	4,483	394,440
1908	130,000	8,119	122,377	4,895	494,000
1909	105,517	6,331	114,270	4,571	400,965
1910	106,060	6,268	108,645	4,346	403,028
1911	137,527	8,251	137,521	5,501	522,603

注：

- 門司支店運搬高は『統計輯覧』、他は『支店勘定書』Ⅱ、Ⅲの数値。
  - 運賃収入試算額＝門司支店運搬高 (t) × 3.8円 (1906年4月以降)。
- 出典：『統計輯覧』、98、99頁、および『支店勘定書』Ⅱ、Ⅲ、より作成。

冶鉄鉱石取扱高一覧表である。同表によれば、門司支店の大冶鉄鉱石取扱いは一九〇〇年度より始まり、日露戦後には一〇万トンを上回るようになった。かくて、一九一〇年九月にはさらに、一九一一年一月から一九二〇年一月に至る一〇カ年運搬請負契約を官営八幡製鉄所と結び、三菱の海運業の経営安定を図ったのである。

なお、大冶鉄鉱石の運賃収入は試算額ではあるが、一九〇七～一一年度において年間四〇万円程度の水準で推移していた。



### (3) 社汽船経営収支

第18表は、三菱門司支店社汽船収支一覽表である。

三菱の社汽船勘定が門司支店の貸借対照表借方に計上されるようになるのは一九〇三年度以降であり、損益が門司支店に帰属するようになるのは一九〇五年度以降のことであつた。同表においては、社汽船収支を通観できるように本所所属期も含めて一表にとりまとめていることに留意しておく必要がある。また、社汽船には航海奨励法の適用を受けるもの（同表の航海奨励船）と受けないもの（同奨励外船）とがあり、同表では前者はすべて造船奨励法の適用を受けて、三菱長崎造船所で建造された船舶であつた。

最初に、航海奨励船をとりあげよう。

まず、同表全期間一三カ年度の収入合計は四八五・二万円、うち主要な勘定は鉄鉱運賃二〇五・三万円（四二・三％）、石炭運賃一六二・六万円（三三・五％）、航海奨励金八一・三万円（一六・八％）、政府貸上料三〇・二万円（六・二％）、雑貨運賃三・七万円（〇・八％）の順となる。運搬数量としては、石炭のほう鉄鉱石よりもはるかに大量であつたと想定可能であるから、トン当たりの運賃において鉄鉱石のほう石炭よりも有利であつたことが知られる。また、航海奨励金と政府貸上料もきわめて重要であり、これに対し雑貨運賃は微々たるものであつた。

次に、同時期支出合計は三七九・二万円、うち、諸費用計三〇〇・二万円（七九・一％）消却五七・五万円（一五・二％）、積立金二一・五万円（五・七％）の順となる。消却・積立金をきわめて手厚くとりおき、三菱らしい堅実経営が海運業においても貫かれていたことが知られるよう。

以上、収支差引の純損益合計は黒字一〇六・一万円に達し、収入に対する利益割合は二一・九％であつた。一三カ年度のうち、単年度赤字に陥つたのは一カ年度であつて、航海奨励船の経営は好調であつた。ただし、純利益に対する航海奨励金の割合は七六・六％を占めており、国家の保護政策に大きく依存するものであつた。

ここで、航海奨励法適用船の具体的事例をとり上げて、もう少し立ち入つた考察を行おう。

第19表は、一九〇七年度大治丸運搬貨物一覽表である。

往航海では、香港・上海・漢口へ石炭三・四万トンとセメントを運送した。帰航海では、鉄鉱三・一万トンおよび雑貨類（砂糖・藤・アンペラ・縫糸）を積載していた。同表からは、帰航海に大治鉄鉱石の積荷がなければ文字通りの片荷であつたことが歴然とする。雑貨のなかでは砂糖が多いが、門司の製糖工場向けではなからうか。なお、雑貨類は冬の漢口を経由しない帰航海の積荷となつた場合が多かつたと思われる。

第20表は、一九〇七年度大治丸収支一覽表である。

同年度収入計は二二・六万円、うち鉄鉱運賃一一・七万円（五一・八％）、石炭運賃五・九万円（二六・一％）、航海奨励金四・九万円（二一・七％）の順となり、雑貨運賃は僅に〇・一万円（〇・四％）にすぎなかつた。前掲第19表と照らし合わせると、トン当たりの鉄鉱運賃は石炭の二倍程度と推測されよう。有利な運搬契約であつた。一方、支出計は一八・七万円、うち諸費用八・二万円（四三・九％）、バンカー炭四・二万円（二二・五％）、消却二・七万円（一四・四％）、海上保険料二・〇万円（一〇・七％）、積立金一・六万円（八・六％）の順となる。バンカー炭が二〇％を超えており、三菱炭を消費しているものと考えられるが、海

第18表 三菱門司支店汽船収支一覧表

(単位：千円)

年度	区 分	収 入						支 出				純損益 (A-B)	特別消却	汽船船数		
		石炭運賃	鉄鉱運賃	雑貨運賃	航海奨励金	政府貸上料	雑収入等	佐渡鉱物	計(A)	諸費用計	積立金				消却	計(B)
1899	航海奨励船 奨励外船	47		4			4		55	81		13	94	△39		1
1900	航海奨励船 奨励外船	100		1				0.2	101	91		6	97	3		2
1901	航海奨励船 奨励外船	142	56	3			47		249	197			197	51		2
1902	航海奨励船 奨励外船	107		2				0.4	108	102			102	5		3
1903	航海奨励船 奨励外船	132	70	4			37		245	157		28	184	61		2
1904	航海奨励船 奨励外船	129		5				2	137	128		26	154	△16		3
1905	航海奨励船 奨励外船	191	153				50		394	192		38	246	147		3
1906	航海奨励船 奨励外船	99		1				1	103	87		17	107	△4		3
1907	航海奨励船 奨励外船	240	230	11			97		580	358		86	445	136		3
1908	航海奨励船 奨励外船	31		3				1	34	31		5	39	△4		1
1909	航海奨励船 奨励外船	155	107	4			60		439	277		80	357	82		3
1910	航海奨励船 奨励外船	31							31	27		5	35	△4		1
1911	航海奨励船 奨励外船	74	143				36		347	234		62	297	51		2
1912	航海奨励船 奨励外船	6	36					7	84	59		9	71	13		2
1913	航海奨励船 奨励外船	43	153				39		333	244		58	334	0		2
1914	航海奨励船 奨励外船	47	148	1				2	282	204		26	242	40		2
1915	航海奨励船 奨励外船	108	221	6			89	3	429	276		54	362	67		2
1916	航海奨励船 奨励外船	102	127	6					236	250		25	286	△50	30	2
1917	航海奨励船 奨励外船	95	268	2			86	4	455	253		44	329	126		2
1918	航海奨励船 奨励外船	94	178	6				2	280	197		20	228	51		2
1919	航海奨励船 奨励外船	109	213				88	1	410	238		40	310	100		2
1920	航海奨励船 奨励外船	175	178	6					359	247		22	287	72		4
1921	航海奨励船 奨励外船	130	212	2			82		426	223		34	289	137		2
1922	航海奨励船 奨励外船	178	172	6				1	357	222		18	257	99		4
1923	航海奨励船 奨励外船	160	227	1			102		490	272		38	348	142		2
1924	航海奨励船 奨励外船	244	168	10				10	431	279		18	319	113		4
合計	航海奨励船 奨励外船	1,626 (33.5)	2,053 (42.3)	37 (0.8)			813 (16.8)	14 (0.3)	302 (6.2)	3,002 (79.1)	215 (5.7)	575 (15.2)	3,792 (100.0)	1,061	130	
総合計	航海奨励船 奨励外船	1,343 (52.8)	1,007 (39.6)	47 (1.8)			119 (4.7)	23 (0.9)	5 (0.2)	2,544 (86.5)	103 (4.6)	197 (8.9)	2,224 (100.0)	318	70	
	総合計	2,969 (40.1)	3,060 (41.4)	80 (1.1)			813 (11.0)	37 (0.5)	5 (0.1)	7,396 (100.0)	319 (5.3)	772 (12.8)	6,016 (100.0)	1,379	200	

注：  
 1. 汽船船は、貸借対照表 (BS) と損益勘定表 (PL) の記載上では、次の通りである。  
 1899～1902年度ではBS、PLともに三菱合資本社。1903～04年度では、BSは門司支  
 店、PLは三菱合資本社。1905年度以降、BS、PLともに門司支店。

2. 石炭運賃には若干のコーラスを含む。  
 3. 佐渡鉱物のみ、小数点以下の場合も参考として記載。  
 出典：『支店勘定書』I、II、III、IV、より作成。



第19表 1907年度大冶丸運搬貨物一覧表

積荷	内 訳	数量	航海度数
石炭	香港(往航)	17,338 t	6
	上海( " )	11,910 t	4
	漢口( " )	4,780 t	2
	計	34,028 t	12
セメント	漢口(往航)	2,000 樽	1
鉄鋳	製鉄所(帰航)	31,113 t	9
砂糖	香港( " )	14,395 俵	2
藤	" ( " )	527 括	2
アンペラ	" ( " )	270 個	1
縫糸	" ( " )	5 個	1

出典：『年報（門司）』1907年度、17～20頁、より作成。

第20表 1907年度大冶丸収支一覧表

科目	勘定	金額(千円)
収入	石炭運賃	59 ( 26.1)
	鉄鋳運賃	117 ( 51.8)
	雑貨運賃	1 ( 0.4)
	航海奨励金	49 ( 21.7)
	計 ( A )	226 ( 100.0)
支出	海上保険料	20 ( 10.7)
	パンカー炭	42 ( 22.5)
	諸費用	82 ( 43.9)
	積立金	16 ( 8.6)
	消却	27 ( 14.4)
	計 ( B )	187 ( 100.0)
純損益 ( A - B )		40

出典：『年報（門司）』1907年度、17～20頁、より作成。

運業への進出は石炭の販路を確保することにも結び付いていたのである。大冶丸の純損益は四万円の黒字であり、『年報（門司）』（一九〇七年）は「良成績トモ云フベキカ」と記しているが、航海奨励金がなければ赤字決算となるところであった。

では次に、奨励外船をとりまとめておこう。

まず、全期間収入合計は二五四・四万円、うち主要な勘定は石炭運賃一三四・三万円（五二・八％）、鉄鋳運賃一〇〇・七万円（三九・六％）、政府貸上料一一・九万円（四・七％）、雑貨運賃四・七万円（一・八％）の順となる。航海奨励船と比較すると、石炭運賃が過半を占めるところに最大の特徴がある。これは、航海奨励船よりも奨励外船をより多く石炭運送に利用していたことを示している。その事情は必ずしも史料的に明らかではないが、航海奨励船は新造船であり、かつ鉄鋳石運搬用に設

計されていたことが考えられる。また、漢口・上海間は長江増水期（春秋期末）しか大型汽船が遡江できず、この期間に年間契約鉄鋳石を積み取る必要があった。そのため、能率の高い、かつ速度のある新造船を鉄鋳石運搬により利用したのではなからうか。

同期間支出合計は二二二・四万円、うち諸費用計一九二・四万円（八六・五％）、消却一九・七万円（八・九％）、積立金一〇・三万円（四・六％）の順となる。奨励外船はすべて中古船を購入したものであるため奨励船に比し船齢が高く、そのため消却・積立金の割合が相対的に低くなっている。

奨励外船の同期間純損益合計は三一・八万円の黒字であって、収入に対する利益割合は一二・五％であった。航海奨励船のそれに比して著しく低くなっているのは、航海奨励金の交付がないことに加え、石炭よりも有利な鉄鋳運搬の割合が低かったことがあげられよう。

以上、三菱の社汽船による海運業は、官需（鉄鋳運賃・政府貸上料）と国家助成（航海奨励金）に大きく依存しており、それを通じて間接的に三菱の海外売炭を支援する仕組みとなっていたのである。

#### (4) 雇入汽船経営収支

三菱合資では、当初石炭の海外運送をもっぱら雇入汽船に頼っていたが、大冶鉄鋳石運搬を画期として、前述したように、社汽船を中心として雇入汽船は運搬量の調節弁として利用されるように変化していった。

第21表は、三菱門司支店雇入汽船収支一覧表である。

まず、一九〇二～一一年度に至る一〇カ年度の収入合計は一五八・五万円、うち石炭運賃九二・五万円（五八・四％）、鉄鋳運賃六四・五万

第21表 三菱門司支店雇入汽船収支一覧表

(単位：千円)

年度	収 入				支 出			損益 (A-B)	汽船数
	石炭運賃	鉄鉱運賃	雑貨運賃	雑収入等	計(A)	備船料	その他費用		
1895								5	2
1896					87			90	△2
1897								0	0
1898					13	9	3	12	2
1899					17	10	6	16	1
1900					32			30	2
1901					424			380	4
1902	174	84			258	150	77	227	3
1903									0
1904	253	86	7		346	218	93	311	6
1905	266	234	7	1	508	316	146	462	9
1906	26	31			57	34	20	55	3
1907	36	90			126	46	52	98	2
1908	4	62			66	25	20	45	1
1909	39	58			97	41	36	77	2
1910	43				43	23	19	42	1
1911	84				84	49	34	83	1
合計	925 (58.4)	645 (40.7)	14 (0.9)	1 (0.1)	1,585 (100.0)	902 (64.4)	497 (35.5)	1,400 (100.0)	187

注：

- 1899～1900年度内訳不詳、1901年度には内訳不詳1隻あり。合計は1902～1911年度。
- 1903年度には、雇入汽船の収支勘定が記載されていない。雇入汽船の運航がなかったと推測される。
- 1911年度は15ヶ月。

出典：『支店勘定書』I、II、III、IV、より作成。

円(四〇・七%)、雑貨運賃一・四万円(〇・九%)の順となる。奨励外船に比してより石炭運賃の割合が高まるが、それでもなお鉄鉱運賃が四〇%を超えており、その重要性があらためて認識されるのである。

一方、同期間の支出計は一四〇・〇万円、うち備船料九〇・二万円

(六四・四%)、その他費用四九・七万円(三五・五%)であった。備船料が過半の割合を占めていた。

同期間の損益合計は一八・七万円の黒字となったが、収入に対する利益割合は一・八%であって、航海奨励船の半分程度であった。また、雇入汽船の年間平均収入が一五九万円であるのに対し、社汽船では同じ期間で六五〇万円となり、社汽船が雇入汽船の約四倍に達していた。

なお、雇入汽船数は、皆無の年もある一方で、一九〇五年度では九隻が記録されていた。雇入汽船は、社汽船を中心とする時期においても、戦時や戦後ブームに対応するためには重要な役割を果たしていたといえよう。

#### VI. 三菱門司支店の貨物仲次ぎ業務

三菱門司支店の主要な経営活動は、以上述べてきた通りであるが、なお若干の任務があった。『三菱商事社史』(上巻)によれば、三菱の海外店舗は日露戦後、準社外品や社外品の取扱いに進出するが、国内支店は一般雑貨を取り扱わなかったとされる<sup>59)</sup>。とはいえ、物流と海運業の要石となった門司支店には各種の付随的任務が生まれていた。大別すると、

- (i) 社内需用品の取扱い、
- (ii) 佐渡鉱山産出品の三菱大阪製煉所回送
- (iii) 海運業に伴う積荷としての雑貨の取扱い、以上三つに整理できる。

第22表は、三菱門司支店貨物仲次一覧表である。

同表によれば、仲次品の個数・重量ともに年々大きな変動があり、一八九九～一九〇一年頃をピークとして漸減していた。また、一九一〇、一一年度には、同表の数量のほかに漢口送りのセメント樽や鉱油空樽が

第22表 三菱門司支店貨物仲次  
一覧表

年度	仲次品個数	重量
1899	88,635	2,333 t
1900	29,334	1,722
1901	85,496	4,687
1902	40,622	1,509
1903	40,151	2,249
1904	25,977	1,088
1905	15,671	644
1906	18,411	1,214
1907	34,185	1,832
1908	21,731	1,893
1909	13,124	711
1910	3,874	983
1911	4,687	1,320

注：

- 1910年度には、外に漢口送セメント樽2万(500t)。セメント樽は大冶セメント会社向けと想定される。1911年度も同様。
  - 1911年度には、外に漢口送セメント樽47,925(1,198t)、鉱油空樽700(52t)。
  - 1911年度は15ヶ月。
- 出典：『統計輯覧』、98～99頁、より作成。

あった。前者は大冶セメント会社向け、後者は桐油用と想定される。三菱は、大冶セメント会社に巨額の借款を実行し、その見返りとして同社への石炭やセメント樽の販売を取り決め、また同社のセメント一手販売権を取得していた。また、漢口支店では桐油の欧州輸出に着手していた。

第23表は、一九〇四年度三菱門司支店貨物取扱成績表である。

同表の検討にはいる前に注意すべき点がある。当該表を含む「貨物」の記述は、同表の(出典)に記したように、門司支店の「用度方年報」の部分に収録されていることである。これは、基本的に当該貨物が社内需要品であることを示唆しているといえよう。

では、同表の重要点を次に整理しておきたい。

まず第一に、同表における個数と重量が、前掲22表の一九〇四年度にほぼ一致していることである。おそらく、個数の相違は第22表のほうの原典である『年報』からの転記ミスと想定される。したがって、第22表の一九〇四年度の内容は、本表によって掘り下げが可能となる。

第二に、貨物は大きく「買入ノ部」と「取次ノ部」に分かれることである。

第23表 1904年度三菱門司支店貨物取扱成績表

内 訳	個 数	重 量	主 要 内 訳
買入ノ部	8,503	436 t	高島・榎峰・方城向けセメント、鯨田行銑鉄
取次ノ部	17,494	652	英国輸入新入坑行石炭箱、車輪、鯨田行銑鉄、佐渡行銑鉄、レール、分析鉛、佐渡産出大阪送り含金銀塊
計	25,997	1,088	—

注：『年報(門司)』は本表の「貨物」については、「當支店ニ於テ取扱ヒタル雜貨」(「用度方年報」、1頁)とも記している。

出典：『年報(門司)』1904年度、「用度方年報」9頁、より作成。「用度方年報」は『年報(門司)』に含まれている。

第24表 1904年度三菱門司支店各所注文品買入表

(単位：円)

供 給 先	セメント	食用品	金物類	その他	合 計
鯨田・新入・方城	6,824	9	1,960	1,267	10,060
若 松 支 店	1,675	2,224		164	4,063
佐 渡 鉱 山	975	329		85	1,389
高 島 炭 坑	2,040				2,040
本 社		1,553			1,553
そ の 他	70	286	84	1,254	1,694
合 計	11,584 (55.7)	4,401 (21.2)	2,044 (9.8)	2,770 (13.3)	20,799 (100.0)

注：

1. 原典の合計には不一致部分があり、修正している。
  2. 本社・若松支店の食用品は主として白米代。
  3. 供給先の「その他」には、相知、榎峰、大冶製鉄所が含まれる。
- 出典：『年報(門司)』1904年度、「用度方年報」10頁、より作成。

「買入」は門司支店が、「取次」は依頼先が、それぞれ代金の決済を行うと考えられる。「買入ノ部」は、主として「炭坑及鉱山ノ需要品トシテ購送<sup>⑧</sup>」したものであって、主要内訳はセメント、銑鉄等であった。

第24表は、一九〇四年度三菱門司支店各所注文品買入表である。

同表は、「買入ノ部」の内訳を金額で表示したものであるが、買入合計二万七九九円、うちセメント五五・七％、食品二一・二％、金物類九・八％の順となる。注文先をみると、セメントは炭坑・鉱山向けが圧倒的であった。食品（主として白米）は、若松支店、本社、そして佐渡鉱山が多かった。食品については若松支店や本社が消費したものはなく、さらに炭坑・鉱山に転送されたものと考えられる。金物類は主として筑豊三山向けであった。

次に、「取次ノ部」について考えてみよう。

その主要内訳は、輸入石炭箱、車輪、銑鉄、レール、分析鉛、および「佐渡産出大阪送り合金銀塊」であった。佐渡産出については取次品でも性格が異なり、後にとりあげることとしたい。そうすると、取次品には輸入品が含まれており、金額が大であるか、あるいは何らかの事情で門司支店が代金を決済するのに適していなかったのではないかと考えられよう。

以上から門司支店は、三菱合資会社における物資供給の結節点をなしていたことが知られよう。

第三に、第23表ではとりあげられていないが、「取次」には砂糖があった。一九〇四年度の取次品個数は前掲第22表に示したように、前年度比で三分の二に減少したが、その事情については「前年度ハ其冬季間ニ於テ香港ヨリ社船帰航便ニ輸入スル砂糖ノ取扱ヒ多カリシモ本年度間ハ之ガ取扱無カリシニ因ル」と記されている。ここから、前掲第19表の大量の砂糖は、冬季長江減水期に香港より漢口に寄らずに帰航する便の積荷であったことが知られる。また、それが門司支店の仲次品となった。前掲第19表の藤、アンペラ、縫糸などの雑貨類も同様であったと想定して

よいであろう。

さて、ここで佐渡鉱山産出品の三菱大阪製煉所回送問題について簡単にとりまとめておくこととしたい。

佐渡鉱山では、産出する合金銀塊および合金銀粗銅を三菱大阪製煉所に送付していた。同製煉所は、大規模な電気精錬設備を装備しており、同所において純金、純銀、電気精銅に分取されたのである。三菱門司支店は、佐渡鉱山に石炭および第24表に掲げられた物資を送付し、帰航便で前記佐渡鉱山産出粗製鉱物を積み取り、山陽鉄道便で下関から大阪製煉所に転送したのである。

第25表は、三菱門司支店佐渡鉱山産出粗製鉱物転送表である。

同表によれば、合金銀塊は一九〇七年度に約三トン、合金銀粗銅は約六トンであった。重量として余り大でなかったために、下関からの鉄道便が利用されたものと考えられよう。

第26表は、一九〇七年度三菱門司支店回漕貨物一覧表である。

同表は、前掲第23表に続くものであるが、「買入」と「取次」の分類がなく、代わりにデイト順に記載されている。そして、第26表の個数と重量の合計は第22表の一九〇七年度と一致していることを確認しておきたい。

同表では「重要貨物」が列挙されており、錨及錨鎖、セメント、レール、枕木、B & W ボイラー、硫化鉄、佐渡行貨物などが記

第25表 三菱門司支店佐渡鉱山産出粗製鉱物転送表

年度	合金銀塊	合金銀粗銅
1904	436,900円 (83箱)	19,200円 (460塊)
1906	404,500 (54箱)	29,700 (627塊)
1907	499,500 (77箱、約3t)	11,700 (250塊、約6t)

注：佐渡鉱山産出粗製鉱物は門司支店の手で、下関から山陽鉄道便で三菱大阪製煉所に転送された。  
 出典：『年報（門司）』1904年度、「用度方年報」3頁、および『年報（門司）』1907年度、より作成。

第26表 1907年度三菱門司支店回漕貨物一覧表

年・月	個数	重量	重要貨物
1906. 1	1,674	70 t	錨及錨鎖 (27 t)
11	310	24	
12	945	86	セメント (30 t)
1907. 1	660	113	セメント (57 t)
2	1,160	59	レール (27 t)
3	7,739	286	枕木 (6,417本、214 t)、セメント (34 t)、レール (19 t)
4	7,439	358	佐渡行貨物 (333 t)
5	1,558	51	
6	1,603	254	佐渡行輸入セメント (700樽、140 t)、B&Wボイラー (44 t)
7	3,806	220	B & Wボイラー (44 t)、硫化鉄 (1875呎、111 t)
8	4,517	198	佐渡行貨物 (153 t)、清津行呎 (29 t)
9	2,774	114	佐渡行貨物 (43 t)、B & Wボイラー (43 t)
合計	34,185	1,832	

注:

1. B & Wボイラーは新入、鯉田、相知の各炭坑用として、三菱造船所が輸入した水管式ボイラー6組。各坑の発電設備。
2. 枕木は筑豊の諸炭坑用。
3. 本表では、佐渡鉱山産出含金銀塊・粗銅を除く。前者は約3 t、後者は約6 tが三菱大阪精煉所に送られている。

出典:『年報(門司)』1907年度、46~47頁、56頁、より作成。

第27表 1907年度三菱門司支店輸入貨物一覧表

Date	Descriptions	供給先	トン	個数	価格
1906.10.23	Motor warm gear	佐渡鉱山	1/2	1 case	451円
10.26	Blowing faus	方城炭坑	4 1/2	6 pkgs	2,006
12.29	Hedlay dials	鯉田炭坑	1/10	1 case	582
1907. 1.26	Condensing plants	佐渡鉱山	10	6 cases	10,310
"	Self-acting Saw	相知炭坑	2 1/2	4 pkgs	1,767
1.31	2-wire Rope	鯉田炭坑	4 1/5	2 coils	2,260
"	1-wire Rope	新入炭坑	2	1 coils	582
3. 7	Flexible Cable	方城炭坑	1	4 pkgs	3,735
4.18	Dynamo	"	9	8 pkgs	6,924
5.17	Switch Board	佐渡鉱山	2 1/2	7 cases	2,416
6.14	Cement	"	140	700 brls	4,077
6.15	Crank Case Oil	"	7 7/10	35 "	1,007
"	Octagon Mild Steel	"	3 1/2	14 cases	2,167
6.16	2 Set Water Tube Boilers	新入炭坑	43 1/2	365 pcs	17,220
7. 1	Coal Cutter	相知炭坑	6/10	1 case	893
7.23	150 Pairs Wheels	方城炭坑	4 7/20	180 pcs	1,324
7.31	200 Pairs Wheels	"	6 3/4	240 pcs	1,768
8. 1	2 Set Water Tube Boilers	鯉田炭坑	43 9/10	364 pcs	15,704
8.19	250 Pairs Wheels	方城炭坑	8 1/4	300 pcs	2,190
9.15	2 Set Water Tube Boilers	相知炭坑	43	364 pcs	15,932
9.26	Filter Cloths	"	1/2	3 pkgs	1,751
	合計		338.6		95,065

出典:『年報(門司)』1907年度、55頁、より作成。

載されている。それらの重量合計は一、三四八トンに達する。同年度重量合計が一、八三二トンであるので、七三・六%の内容が明らかにされている勘定となる。また、佐渡行貨物は計六六九トンに達し、合計の三六・五%を占め、大阪送り佐渡鉱山産出粗製鉛物が含まれていないにもかかわらず、大きな割合を示していた。

第27表は、一九〇七年度三菱門司支店輸入貨物一覧表である。

同表は、前掲第23表の「取次ノ部」に含まれる輸入貨物を示したものと考えられる。ここでは、第23表でも多かった車輪、鉄材、セメントに加え、〇七年度の特徴としては鉱山電化を反映する機械(発電機、水管式汽罐、B & Wボイラー、ケーブル等)や採炭の機械化を示す採炭機械(コールカッター)に注意を向ける必要がある。競争上の優位を維持するためには先進的な機械を輸入することが不可欠であって、門司支店はその窓口として重要な役割を果たしていたことが知られよう。

第28表は、三菱門司支店購買品表である。前掲第24表に続くものであるが、重要購買品の一部が示されるだけで、具体性において大きく後退している。

同表によれば、購買品合計は一九〇六、七年度と順に五・〇万円、六・八万円となり、〇四年度が二・一万円であったことと比較して激増していた。そしてその事情としては、相知炭坑・長崎支店・その他における大幅な増加があったが、とりわけ最大の増加部門は門司支店関連の「社汽船・小蒸気船」・「本館」・「支店」・「倉庫品」の四勘定であって、その合計は、一九〇七年度において五二・一%と過半を占めていた。これら四勘定は、第24表ではもともと計上されていなかったものである。というのは、



(単位：円)

第28表 三菱門司支店購買品表

供給先	1906年度	1907年度	重要購買品
鯉田・新入・方城	4,062 (8.2)	11,805 (17.5)	セメント、枕木、オイル
若松支店	2,317 (4.7)	776 (1.1)	食料品
佐渡・釜山	7,006 (14.1)	709 (1.0)	食料品
高島炭坑		332 (0.5)	枕木
本社		700 (1.0)	吠
相知炭坑	2,502 (5.0)	2,169 (3.2)	レール、支那鉄鉄
長崎支店	2,377 (4.8)	4,494 (6.7)	スクリ棕櫚皮、木材
社汽船・小蒸気船	8,887 (17.8)	11,741 (17.4)	船舶用装備品・修繕品
本館	2,748 (5.5)	3,197 (4.7)	棧橋修繕、支店構内物置場新設、水道用鉄管
支店	5,752 (11.5)	8,368 (12.4)	机、椅子、タイプライター等
倉庫品	8,844 (17.8)	11,919 (17.6)	
その他	5,324 (10.7)	11,363 (16.8)	
合計	49,819 (100.0)	67,573 (100.0)	

注：

1. その他は、海外支店、出張所、駐在所（大治）等である。
2. 鯉田・新入・方城は炭坑。

出典：『年報（門司）』1907年度、54頁、より作成。

ように多額の船舶用装備品・修繕品が必要となったものであろう。「本館」勘定は、原典に説明は記されていないが、三菱門司支店の「本館」を意味するものと理解してよいであろう。そして、「本館」の重要購買品として棧橋修繕や物置新設、水道用鉄管があげられており、門司支店及支店所管諸施設用物資のようであった。

「支店」勘定は、これは門司支店を指すものと考えられるが、重要購

前掲第24表では、「各所注文品」と表示されていることから判断して、門司支店のための購買品は計上されていなかったのではないかと思われる。ということは、第28表では門司支店の全購買品の金額を掲げたこととなろう。それはともかくとして、「社汽船・小蒸気船」勘定は、上位三位以内であり、一七％台を占めた。門司支店には四隻の大型汽船に加えて、五隻の小蒸気船が所属しており、この

買品が机、椅子、タイプライター等であるから、いわゆるオフィス用品である。

「倉庫品」勘定は、門司支店の倉庫で一時保管され、支店活動で需要される消耗品である。門司支店の貸借対照表借方に同名の勘定が計上されており、これは残高であろう。内容は判然としないが、「船用品」が多額に上ったようである。<sup>(63)</sup>

以上、門司支店の貨物仲次ぎ業務を検討してきたのであるが、これらには手数料をほとんど付与されなかったようである。というのは、門司支店の営業勘定表や損益勘定表における特定の勘定として、用度品取次手数料が計上されることがなかったからである。<sup>(64)</sup>

## Ⅶ. 三菱門司支店の経営内容

### (1) 三菱門司支店の資本金

第29表は、三菱門司支店資本金増減表である。

同表は、『社業統計輯覧』に掲げられた「資本金増減表」の数値を原典のまま示したものである。同じく三菱合資傘下の高島炭坑や鯉田炭坑の事例においては、「固定資本」の基本的内容は「固定資産残高合計から起業費仮勘定を差し引いた残高<sup>(65)</sup>」であった。しかし、同表の(注)1に記すように、一八九六〜一九〇四年度においては「流通資金三万円」が含まれており、本来の年度末固定資本は(A)ではなく、三万円を控除した(B)ということとなろう。<sup>(66)</sup>そして、実際に(B)の金額は後掲第32表と照らし合わせると、門司支店貸借対照表の地所・建物・小蒸気船および備品の四勘定合計＝固定資産の合計と一致していたのである。



第29表 三菱門司支店資本金増減表

(単位：円)

年度	固定資本増額	消却その他減少	年度末固定資本(A)	B(A-30,000)
最初			3,792	
1894	2,062	619	23,784	
1895	51,475	476	74,783	
1896	51,982	5,072	121,694	91,694
1897	104,655	21,165	205,184	175,184
1898	990	48,887	157,286	127,286
1899	3,200	2,722	157,764	127,664
1900	9,969	2,687	165,045	135,045
1901	26,750	3,717	188,078	158,075
1902	2,776	3,615	187,239	157,239
1903	30,324	4,616	212,947	182,947
1904	0	8,092	204,856	175,856

注：

- 1896年度より1904年度まで「資本金ニハ夫レ夫レ流通資金三万円ヲ含ム」。
  - 1909年度「運転資本ヲ百五十万円ト定メ定額以上借越ノ場合ニハ一定ノ利息ヲ計算ス」。
  - 1909年「五月社炭売買実施ト共ニ右定額ニ若松支店運転資本十万円ヲ合シ合計百六十万円ヲ流用スル事ニ改メタリ」。
  - 1896～1904年度の年度末固定資本(A)の金額は、第32表の小蒸気船・地所・建物の3勘定の合計に一致。
  - 1893、94年度は下関支店。以下の表も同様。
- 出典：『統計輯覧』、94～95頁、より作成。

以上で第29表の資本金の内容が判明したので、固定資産勘定の分析は後でふれることとして、同表に関連して少し付言しておきたい。ところで、支店資本金という問題を考察する時には、一八九四年一月一日付の次の本社通達が重要である。

「大阪下之関若松長崎ノ各支店及新潟事務所ニハ定メタル資本ヲ置カズ、本社貸借勘定ヲ以テ営業上ノ必要ニ応ゼシム」

したがって、もともと支店には資本金の設定は予定されていなかったものであって、一八九五年度に若松支店、そして翌九六年度に門司支店において、資本金(流通資金)三万円が設定されたのは、三菱としては例外的措置であったと考えられるのである。なお、後述するように門司支店の貸借対照表貸方の部においては一八九六～一九〇〇年度の間は資本金勘定として、一九〇一～一九〇七年度では本社勘定として三万円が計上されていた。では、何故このような例外が認められたのであろうか。その事情を明らかにする史料は見当たらないが、両支店では買入炭業務や社内需要品供給業務を行っており、本社としてもこれを斟酌したのではなからうか。

その後、同表(注)2にあるように、一九〇九年度に「運転資本ヲ百五十万円」の「定額」とし、これを超える「借越ノ場合ニハ一定ノ利息」を課すこととしたのである。さらに、同年五月「社炭売買実施ト共ニ」、若松支店分も合わせて「合計百六十万円ヲ流用」することとなった。前述したように、「社炭元扱店一括買上制度」の実施は、支店にそれに見合う資金準備を本社としても認めざるをえなかったのである。しかし、一方で「定額」を定め、それを超える資金については利子を課し、支店側の資金要求に歯止めをかけようとしたのである。

ところで、資本金の効率性に関して三菱合資がどのように把握していたのであろうか。『年報』や『各支店決算勘定書』のなかで、僅かに一八九六年度の『年報』がこの点について計算を行っている。

第30表は、一八九六年度三菱傘下支店資本金利益率表である。

同表によれば、B/Aは門司支店四・二%、長崎支店・若松支店ともに五・〇%、そして神戸支店九〇・六%であった。石炭を販売する門司・

長崎・若松の三支店の利益率はほぼ同水準であったが、銅を中心とする神戸支店が突出した高水準にあった。その事情については別稿で検討したように、地所売買利益二・一万円を計上したためであって、同年度の神戸支店は考慮にいれてはならないであろう。

## (2) 貸借対照表の構成

第31表は、三菱門司支店貸借対照表貸方（負債義務二属スル分）一覽表である。

主要な勘定について、順にみていくこととしたい。

まず、「資本金」・「本社」・「本社鉱業部」・「固定資金」・「流通資金」の五勘定は、計上される時期に相違はあるが、本社の出資金（持分）を示す勘定である。資本金勘定は、すでにふれたように流通資金として設定され、一九〇一～〇七年度においては本社勘定として継承されている。一九一一年度には、これは固定資金・流通資金の二勘定に分かれた。

「本社当座」勘定は、貸方に計上されている場合は支店側の借越を示している。一八九〇年代後半では一〇〇～二〇万円前後の水準であったが、その後急速に増加して一九〇三～〇八年度では一八〇～二七〇万円前後と激増していたことが知られる。その事情としては、買入炭の増加、社汽船勘定の本社から門司支店への移管等が指摘できよう。本社鉱業部・

第30表 1896年度三菱傘下支店資本金利益率表

支店名	資本金(A)	総益金(B)	B/A
長崎支店	79,554円	4085円	5.0%
神戸支店	16,225	14,699	90.6
若松支店	71,243	3,735	5.0
門司支店	142,223	6,093	4.2

注：

1. B/Aの数値は原典のまま。資本金、総益金とも四捨五入のため、若干の不一致が生じる。
2. 総益金は消却前利益。資本金が第29表と一致しないが、そのまま掲げた。

出典：『年報（神戸、若松、門司）』1896年度、より作成。

本社営業部取引勘定は、本社当座勘定を継承したものである。

第一次営業部（一八九九年）は、門司支店の貸借対照表に何らの影響も及ぼさなかったが、第二次営業部のスタート（一九一一年）は、営業部に資本金が設けられることによって、門司支店の本社関係勘定に大きな再編成をもたらしたといえよう。なお、一九一一年度における固定資金・流通資金・本社営業部取引の三勘定計は一九二・九万円、貸方合計の八九・五%を占めており、三菱門司支店の総資本は基本的に本社出資に依存していた。

「勤儉預金」勘定は、負債性勘定であるが、一定の蓄積に達すると、門司支店の資金として重要な意味を有するようになる。それは同勘定が、一九〇六年度に本社勘定を上回るようになっていたことから知られる。

「傭人扶助基金」・「船員保護基金」・「湾内使役人保護基金」・「賑恤基金」の四勘定は、傷病時の救済や退職手当のための積立金である。

次に、貸借対照表の借方の部の検討に移ることとしたいが、便宜上固定資産勘定と流動資産勘定に分けてみていくこととしたい。

第32表は、三菱門司支店貸借対照表固定資産勘定一覽表である。

同表では、一九〇三年度以降、社汽船の本社より門司支店移管に伴い船舶勘定が計上されているため、一九〇二年度までと〇三年度以降に分けて考察することとしたい。

(i) 一八九四～一九〇二年度

当該時期では、小蒸気船、地所、建物の三勘定が門司支店の固定資産勘定を構成していた。小蒸気船は、内国沿岸運送に利用された。門司支店開設後急速に増加した。地所は、やはり門司支店開設後増加し、一部



第32表 三菱門司支店貸借対照表固定資産勘定一覧表

(単位：千円)

年度/勘定	船舶	小蒸気船	地所	建物	起業仮	勘定合計	借方合計
1894		2	20	2		24 (34.3)	70
1895		2	71	1	1	75 (54.3)	138
1896		14	73	5		92 (56.4)	163
1897		16	140	19		175 (75.1)	233
1898		14	95	19		127 (49.2)	258
1899		13	98	17		128 (49.4)	259
1900		12	105	19	1	135 (24.2)	563
1901		12	112	34		158 (22.5)	702
1902		11	112	34		157 (13.2)	1,186
1903	1,226	10	138	35		1,409 (69.0)	2,041
1904	1,142	9	135	31		1,317 (64.0)	2,057
1905	1,212	9	135	12	13	1,381 (67.1)	2,058
1906	1,127	27	268	21	45	1,488 (57.1)	2,606
1907	928	30	313	64	6	1,342 (44.7)	3,000
1908	819	21	321	68		1,229 (45.2)	2,720
1909	764	19	322	44		1,149 (34.9)	3,293
1910	651	13	322	23	1	1,009 (38.1)	2,649
1911	544	11	322	21	2	899 (41.7)	2,156

注：

- 1896年度地所勘定には、漢口地所11.6万円が含まれる。
  - 1896年度以降、支店建物、住宅・納屋、棧橋の整備が進行。
  - 勘定合計欄( )は、借方合計に対する割合(%)。
- 出典：『支店勘定書』I、II、III、IV、より作成。

度には九・二万円、一九〇二年度には一五・七万円と増加した。しかし、借方合計に占める割合は一八九八、九九年度に五〇%弱であったが、一九〇二年度には一三・二%にまで低下していた。支店にとっては、この割合の低下は支店の営業活動の活発化を示すものでもあった。

(ii) 一九〇三〜一九一一年度

当該期における最大の構成変化の事情は、先述したように船舶勘定の計上にあつた。一九〇三年度以降、社汽船が門司支店に所属することとなり、同年度の船舶勘定は一二二・六万円、同年度固定資産勘定合計の

九〇%弱を占めた。ただし、船舶勘定は高率消却によって一九一一年度には五四・四万円、六〇・五%にまで減少していた。

小蒸気船勘定は、一九〇七年度には三万円とピークに達した。これは、日露戦後の石炭需要の激増に対応するものであったと考えることができる。同勘定も消却が強力に実施されて、急速に減少していった。

地所勘定は、一九〇六年度以降増加している。その事情としては、門司や彦島、漢口における貯炭場の拡張・新設が相次いだからである。なお、地所は消却対象外資産であったため、一九一一年度には固定資産勘定合計の三分の一を超えるようになった。

第33表は、三菱門司支店固定資産増減一覧表である。

同表より、固定資産の増減の事情について簡単に整理しておこう。

まず、増加高(b)をみておこう。一九〇二年度までにおいては、一八九五〜九七年度において増加が顕著である。これは、前述したように門司支店開設に伴い建物、棧橋、貯炭場、および小蒸気船などに対する投資が行われたためである。一九〇三年度の巨額の増加は、社汽船の門司支店移管によるもので、新規投資ではない。その後、一九〇五〜〇七年度において大型の増加が続く。これは、日露戦後のブームに対応して、新規投資が活発化したものである。

次に、消却であるが、これは船舶を除く消却高(d)と船舶消却高(e)に分けて掲げている。規定上の標準消却率は、小蒸気船一〇%、家屋五〜一〇%、船舶(社汽船)七%であったが、一九〇五年度以降特別消却が始まり、特別消却が実施された場合、それは消却額の半ば、あるいはそれを上回る割合を占めていたことに注意する必要がある。一八九七〜一九一一年度における消却合計では、船舶を除く消却高(d)は

第33表 三菱門司支店固定資産増減一覧表

(単位：千円)

年度	繰越高 (a)	増加高 (b)	譲渡高 (c)	消却高 (d)	船舶消却高 (e)	本年度残高 (f)	消却率
1894	(4)	(21)		0.4		24	%
1895		(51)		0.4		75	
1896		(52)		2		92	
1897	(91)	105	18	3		175	
1898	175	1	45	3		127	2.3
1899	127	3		3		128	2.3
1900	128	11		3		135	2.2
1901	135	27		4		158	2.5
1902	158	2		4		157	2.5
1903	157	1,349	1	3	92	1,409	6.3
1904	1,409	0	2	3	89	1,317	6.5
1905	1,317	387	236※	28 (21)	72	1,368	6.8
1906	1,368	202		43 (31)	85	1,443	8.2
1907	1,443	230	133※	5	199 (120)	1,336	13.2
1908	1,336	16		7	116 (50)	1,229	9.1
1909	1,229	75		32 (25)	122 (60)	1,149	11.8
1910	1,149	3		29 (25)	114 (60)	1,009	12.4
1911	1,009	0		3	107 (50)	899	10.9
合計	(91)	2,411	435	173 (102)	996 (340)	899	

注：

1. 消却高 (d) は、船舶勘定を除く。消却高、船舶消却高欄の ( ) 内は特別消却。
2. 起業費仮勘定を除外。
3. 1905年度譲渡高※印は逆算による推測値 (滅失を含む)。同年度、飽浦丸の沈没と江浦丸の長崎移管が計上され、一方で2隻の社汽船購入があったと考えられる。
4. 1894～96年度の ( ) 内は、第29表の数値。
5. 1907年度譲渡高※印は、逆算推測値。
6. 1894、95年度は下関支店。
7. 消却率=(d+e)÷(a+b-c)×100。規定上の標準消却率は、船舶7%、小蒸気船10%、家屋5～10%。
8. 合計は1897～1911年度。

出典：『支店勘定書』I、II、III、および『統計輯覧』、94～95頁、より作成。

一七・三万円、うち特別消却一〇・二万円 (六〇%)、船舶消却高 (e) は九九・六万円、うち特別消却三四・〇万円 (三四・一%) であった。最後に、増加と消却についていえば、一八九七～一九一一年度の間における増加高合計は二四一・一万円、譲渡高を控除すれば一九七・六万

越であった。「銀行部特別当座」勘定は、三菱傘下の各場所共通に設けられている。貸借対照表の貸方に計上されていた勤儉預金を、当該勘定で他勘定と区別して管理していたのである。各場所から本社銀行部に集中された

円となり、同期間消却の全合計は一一六・九万円であったので、固定資産増加の約六割が回収された勘定となる。第34表は、三菱門司支店貸借対照表借方 (財産権利二属スル分) 一覧表である。

主要な勘定について、順にみていこう。

「倉庫品」勘定は、倉庫に貯蔵された物品の残高である。門司支店の特色として、同支店が海運事業の拠点であったことから、先にもふれたように船用品が特に多かった。

「正金・準備金」、「住友銀行当座」、「三井銀行当座」等の勘定は、門司支店に保管された現金および銀行当座預金を示している。銀行当座勘定は、貸借対照表のうえでは一九〇二年度以降の計上であるが、『年報 (門司)』(一八九六年度) には銀行当座預金の記録が残されている。おそらく、当初当座預金は「正金・準備金」勘定に含まれていて、一九〇二年度より分けて記載されるようになったものであろうと思われる。なお、住友は買入炭を通じて、また三井とは売炭先として深い関係があった。

「本社当座」勘定は、借記されていれば支店から本社当座預入を示すものである。一九〇九、一〇年度に六〇万円を超える大きな金額が計上されているが、基本的には支店側の借



第34表 三菱門司支店貸借対照表借方 (財産権利二属スル分) 一覧表

(単位：千円)

勘定/年度	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911
固定資産勘定計	24	75	92	175	127	128	135	158	157	1,409	1,317	1,381	1,488	1,342	1,229	1,149	1,010	899
倉庫				1	1	3	3	4	3	3	5	4	3	5	6	5	5	1
正金・準備金	15	21	12	36	19	12	23	80	3(1)	3(1)	5	9(4)	7(1)	2(1)	5(3)	6(3)	6(2)	8(5)
住友銀行当座									20	27	51	50	38	41	29	33	47	24
三井銀行当座											1	35	17	8	29	28	20	19
その他銀行当座									8	4		10	4	1				24
本社当座																		651
銀行部特別当座	6						7	5	8	13	16	24	31	35	47	44	45	78
売掛代金				9	28	5	21	13	49	52	203	193	164	151	171	127	195	101
貸付金				4	12	9	6	26	19	11	23	31	13	59	93	56	7	7
仮払金				1	1	9	3	43	10	45	44	72	100	50	37	50	43	19
未納金	18	4							39	52	131	153	279	60	88	135	77	175
香港代理店									94	19	43	45						
上海代理店									25	19	14	23						
東海石炭商會									10	5	13	3			8	21	18	33
朝田東京石炭部											5	3			19	31	28	23
漢口出張所									17	5	7	25	27					
香港支店													52	74				
上海支店													31					
長崎支店・新入炭坑	3(2)					58	7											
委託							177	235	383									
買入炭		12	12		68	34	164	118	286	365	185		336					
輸送炭													9	31	104			
買入炭第一部														665	500			
買入炭第二部														102	137			
買入炭第三部														336	299			
第一石炭(社)																595	126	
第二石炭(買入炭)																246	24	414
輸送炭																	370	196
売炭																		104
その他勘定	2	18	31				15	19	56	7						2	4	
当期純損				6														
合計	70	138	163	233	258	259	563	702	1,186	2,041	2,057	2,058	2,606	3,000	2,720	3,293	2,649	2,156

- 注：  
 1. 準備金勘定は小私準備金勘定と記載されている年度がある。正金・準備金勘定の( )は準備金で内数。  
 2. 銀行部特別当座勘定は、1900年度財産目録では「銀行部勤儉預金」の金額と一致している。この事例から、同勘定は勤儉預金関係の勘定を本社銀行部で統括するものであったことが知られる。  
 3. 本社当座勘定は、1906～10年度の間は本社鉱業部当座勘定。  
 4. 各代理店：支店・出張所の勘定は、財産目録では当座貸越と表示されている年度が

- ある。  
 5. 売掛代金は石炭売掛代金。  
 6. 買入炭勘定は社外の石炭。1907、08年度は買入炭第二部、1909、10年度は第二石炭と表示。  
 7. 1911年度売炭原価勘定は門司・若松年度未折戻。  
 8. 長崎支店・新入炭坑は、1894年度のみ新入炭坑の勘定が記載され、( )はその内数。  
 出典：『支店勘定書』I, II, III, IV、より作成。

当該預金は、長期性負債であるが、また本社にとっては運用可能な資金ともなった。

「貸金」勘定は、基本的には前述したように磯部松蔵に対するものであったが、一九〇七〜〇九年度には久良知分があった。門司支店で判明する「貸金」は両者分に限られている。

香港・上海両代理店、東海石炭商会、朝田東京石炭部、漢口出張所、香港・上海両支店の各勘定は、当座貸越高を示すものである。基本的に売炭代金の未送金部分と思われる。

「委託炭」勘定は、すでにふれたところである。

「買入炭」勘定は、買入炭の残高である。一九〇七、〇八年度では、同勘定は第一部、第二部、第三部の三勘定に分かれている。その事情は史料的に審らかでないが、第一部は従来と同じ買入炭、第二部・第三部は久良知炭・宮尾炭のいずれかではないかと想像される。一手販売権の設定あるいは特約を行った石炭を区別して計上したのではないかと想像されるのである。

第一石炭（社炭）、第二石炭（買入炭）の二勘定は、注記から明らかのように、社炭元扱店一括買上制度の実施に伴い、社炭と社外炭の区別を勘定のうえで行ったものである。これは、一九一〇年度途中より廃されたようである。

一九一一年度では、「売炭原価」勘定は「門司若松貯炭ノ分」<sup>(7)</sup>、また、「輸送売炭」勘定は「各地貯炭ノ分」<sup>(8)</sup>と記載されており、社炭と社外炭の区別も行なわれなくなったのである。

### (3) 営業勘定表・損益勘定表の検討

三菱合資傘下の各場所の損益計算は、営業勘定表段階と損益勘定表段階の二段階から構成されている<sup>(9)</sup>。そこで、ここでは両者を順に整理した形で検討することとしたい。

第35表は、三菱門司支店営業勘定表である。

まず、重要な収益勘定をとりあげておこう。

「手数料」勘定は、一九〇五年度より「石炭手数料」勘定と表記されるようになるが、社炭の委託販売手数料である。門司支店にとって最大の収益源であった。一八九八年度に対前年度比倍増しているのは、一八九七年一〇月に取扱口銭を大幅に増額したためであろう<sup>(10)</sup>。同勘定が一九一〇年度に計上されなくなるのは、社炭元扱店一括買上制度に移行したためである。

「鉄鉱取扱手数料」勘定は、いうまでもなく大冶鉄鉱石である。その内容が手許史料では判然としないが、金額は僅少であった。おそらく、後述する漢口出張所の鉄鉱石取扱手数料と同じ性格のものではないかと思われる。大冶鉄鉱石は、三菱にとって運賃が大きな意味を有したのである。

「社船取扱手数料」勘定は、一九〇五年三月三〇日付の本社通達で、「収入運賃高ノ百分ノ一」<sup>(11)</sup>が認められたことによる。それまで、社汽船は手数料なしで積荷を門司支店において取り扱ってもらっていたのである。なお、同じ通達で漢口出張所の鉄鉱石取扱手数料が一トン当たり二銭と規定されており、各店舗の取扱手数料徴収が認められるようになってきたことが注目される。

「委託炭」勘定・「利子」勘定は、すでにふれたところである。

第35表 三菱門司支店営業勘定表

(単位：千円)

勘定科目/年度	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911
手 数	13	16	17	20	40	52	37		35	43	49	43	46	60	74	42		
鉄 鈳 取 扱 手 数 料									3	3		6	7	6	8	6	6	8
社 船 取 扱 手 数 料												2	3	2	2	3	3	4
委 託							15		72									
上 海 代 理 店			1	1	1	2	1		3	6	2	3	3	4	11	25	16	5
香 港 代 理 店									10	15	4	4						
交 換 損 益									7	15	5	5						
そ の 他 勘 定 計	1	1	1	1	152(12)	1	4		21	9	7	5	8	16	8	3	4	4
合 計 (A)	14	17	18	22	193	55	57	185	151	91	91	70	76	91	103	80	29	21
社 費	2	3	5	6	8	6	5		12	14	15							
給 料	2	4	5	6	9	9	12		19	21	20	22	25	28	33	30	30	37
手 当												8	7	12	14	12		
諸 雇 給												1	2	4	4	4	4	5
旅 費						2	2			5	3	3	3	5	5	4	4	7
僱 人 扶 助					1	1	2		1		2	1	1	1	1	1	1	1
寄 付 及 び 進 物												3	3	2	3	3	2	4
地 所 ・ 家 屋 費			2	4	2	3	3		3	3	3	1	2	5	4	3	3	7
小 蒸 気 船 費	1	3	3	6	8	6	6		5	7	10	12	22	20	23	23	19	27
小 蒸 気 船 借 入 費	1	1	1	1	1	1	3		7	4	5	15	6	4	4	4	17	26(14)
開 場 (若 松 開 場)			1		4	2	1		3	6	16	13	12	14	4	4	17	25(15)
響 応 費							1		2	1	4	3	4	3	3	4	4	17
諸 損 益 税										1		4	4	7	10	10	10	27
交 換 損 益									37			4			14			
漢 口 出 張 所									2	6	3	4	7			2		
そ の 他 勘 定 計	2	1	2	2	5	6	7		15	11	10	21	27	24	31	21	17	28
合 計 (B)	8	13	19	25	38	36	40	125	106	78	89	108	125	129	146	131	133	192
当 期 営 業 損 益 (A-B)	6	4	△1	△3	155	19	17	60	45	13	2	△38	△49	△38	△43	△51	△104	△171

注：  
 1. 手数料は、社務委託販売手数料である。手数料は1905年度以降、社務元扱店一括買上制度移行に伴い廃止。  
 2. 1898年度収益勘定の「その他勘定計」内訳は、地所売却差益金139千円、古河炭・御徳炭勘定計12千円を含む。古河炭・御徳炭勘定は、門司支店の決算では、損益勘定表の買入炭勘定に含められるべきものと考えられる。  
 3. 社船取扱手数料は、1905年3月に収入運賃高の100分の1と規定。  
 4. 交換損益は替相場による損益。  
 5. 開場は貯炭場。( )内は若松開場分で、社務元扱店一括買上制度実施に伴い、若松開場を門司支店に移管。  
 6. 響応費は、1900年、1910年、1911年度では実際費。  
 7. 僱人扶助勘定には、船員救護勘定を含む。  
 出典：『支店勘定書』I、II、IIIより作成。

「上海代理店」・「香港代理店」両勘定は、石炭販売利益である。

「交換損益」勘定は、為替相場の変動に基づく損益である。

以上の三勘定は、一九〇二年一月一日より実施された「売炭勘定取扱順序」の規定に従って計上されるようになったものと思われる。<sup>(8)</sup> なお、代理店勘定が一九〇六年度以降計上されなくなるのは、前述したように同年四月香港・上海に三菱合資の直轄支店が開設され、両代理店が廃されたためである。

次に、費用勘定に移ろう。

「社費」勘定は、支店本部内の諸費用である。一九〇五年度以降廃されるが、「その他勘定計」等に分散されたものであろう。

「囲場（若松囲場）」勘定は、貯炭場の諸費用である。一九一〇年度以降若松囲場の費用が算入されている。これは、従来若松支店が負担していた若松囲場の費用を門司支店に付け替えたものである。社炭元扱店一括買上制度の実施後、門司支店の社炭販売利益を炭坑側と折半する取り決めが成立したため、売炭費用をできるだけ門司支店に集約する必要があったのである。

「漢口出張所」勘定は、同出張所が門司支店の開設したものであったため、門司支店がその純損失を負担していたのである。支店の負担は、同出張所が三菱合資直轄となるまで続いた。

では、収支差額としての「当期営業損益」はどのように推移したであろうか。

これは、一八九四～一九〇四年度、一九〇五～一九一〇、一一年度の三期に分けてみておくこととしたい。

第一期では、一八九六、九七年度を除いて若干の黒字で推移している。

日清戦後の諸費用の増加に対し、一八九七年一〇月には石炭取扱口銭増額も認められている。さらに、一九〇二年度には、鉄鉱取扱手数料、上海・香港両代理店、交換損益の諸勘定も計上されていたのである。

第二期は赤字決算期として特徴付けることができる。一九〇五年度から社船取扱手数料勘定が計上されたが、一九〇六年度以降代理店勘定が消えることとなり、さらに全般的に費用の増加があつたためである。収益が伸び悩み、費用が増加したため赤字に陥つたといえよう。収益勘定の構造からみて、特に赤字解消のための対策はとられていず、赤字が放任されていたようにみえる。

第三期では、赤字が激増した。基本的には社炭の手数料勘定が、社炭元扱店一括買上制度の実施に伴い消失して収益が激減し、もはや営業損益の算出そのものが無内容化したといえよう。

第36表は、三菱門司支店損益勘定表である。

三菱合資の傘下場所においては、損益勘定表はその純損益を算出されるために作成されており、ここでは基本的に営業損益（集計勘定科目を含む）に営業外損益を加えて算出される仕組みであつた。同表において計上される主要な勘定は、すでにふれているので、純損益について検討することとしたい。

同表をここでは、利益勘定の構成に着目して、営業勘定表で行つたのと同じ期間で三つの時期に区別して順にみていこう。

第一期では、買入炭と雇入汽船の二勘定が主要な収益勘定であつた。両勘定に加えて、営業勘定もおおむね黒字であつたので、一八九七年度を例外として純利益を計上していた。

第二期では、以上の勘定に加えて社汽船勘定が計上されるようになる。

第36表 三菱門司支店損益勘定表

(単位：千円)

勘定科目/年度	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	
買入																			
第一石炭(社炭)		19	9	0.3	2	30	29	70	51	57	39	146	143	218	19		210	555	658
第二石炭(買入炭)																		117	90
利益勘定																		3	31
輸送売炭																			
社炭												64	60	67	177	177	236	254	
雇入																			
香港支店																			
当期営業利益																			
雑収																			
合計(A)	6	4	12	0	159	19	17	60	45	13	2	255	219	316	220	409	912	1,039	1
買入																			
雇入																			
香港・漢口																			
当期営業損失																			
特別消却																			
滞貸切捨、臨時損失																			
合計(B)	0.4	0.4	8	7	3	3	4	5	4	4	6	91	116	240	102	164	222	228	
当期純損益(A-B)	5	30	4	△6	156	47	42	171	123	66	71	164	103	76	118	245	690	812	

- 注：
- 1895年度雑収入その他勘定は、海軍御用炭利益。
  - 1906年度滞貸切捨勘定の内訳は、1904年度漢口売却石炭代246円、翌1905年度漢口売却洋紙代691円、合計937円。当該洋紙は、三菱製紙所製のものとして推測される。『三菱商事社史』(上巻)によれば、1906年上海支店による同所製洋紙の販売委託が最初とされる(72頁)。なお、切は「滞貸切捨」、臨は「臨時損失」。
  - 1907年度損失勘定の香港支店、漢口出張所勘定内訳は、各々13千円ずつの損失。
  - 1910年度滞貸切捨29千円の内訳は、久良知貸金残額切捨19千円、「入夫賑恤基金トシテ割戻高」10千円。
  - 1911年度輸送売炭の内訳は、「内地ノ分88千円」、「海外ノ分△56千円」。
  - 社産船勘定の損益は普通消却実施後のもの。
  - 1911年度雑収入その他勘定は、久良知貸金切捨分取立額1千円。
  - 1911年度の最終純利益は、当該金額より「各所坑へ割戻金」264千円(内訳：鯉田85千円、新入90千円、方城44千円、金田45千円)を差し引いた548千円である。
  - 1894年度は1～9月、1911年度は1910年10月～1911年12月。
  - 香港・漢口は、香港支店・漢口出張所。
  - 1894年度は1～9月、1911年度は1910年10月～1911年12月。
- 出典：『支店勘定書』Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、より作成。



同勘定は好調に推移し、一九〇八、〇九年度では不振の買入炭勘定に代わる主力収益源に成長していた。第二期では営業勘定表の赤字化にもかかわらず、純利益の水準は第一期を大きく超えていた。

第三期には、一九〇九年五月より実施された社炭元扱店一括買上制度の効果が年度を通じて現れ、第一石炭（社炭）勘定が圧倒的な利益を計上するようになり、第二石炭（買入炭）・社汽船両勘定ともに良好であったことから、未曾有の純利益を計上したことがある。ただし、一九一一年度では同表（注）8に記したように、社炭利益のうち「各炭坑割戻金」を控除した五四・八万円が門司支店の最終純益金とされた。一九一〇、一一年度における巨額の純益計上によって、三菱合資営業部は三菱商事会社として分離・独立することに自信を深めたのではなからうか。

第37表は、三菱門司支店主要利益勘定一覧表である。

同表は、門司支店の利益諸勘定が営業勘定表と損益勘定表に分散して利益源泉の比重が把握しにくいいため、これらを一表にとりまとめたものである。

同表によれば、一九〇一年度を除く一八九四～一九一一年度に至る主要利益勘定合計は三九九・四万円、うち社炭利益一七四・六万円（四三・七％）、買入炭利益九五・九万円（二四・〇％）、社汽船利益九五・五万円（二三・九％）、雇入汽船一七・八万円（四・五％）の順となり、以上四勘定で九六・一％を占めたのである。

時期的特徴としては、一九〇二～〇七年度では〇四年度を除いて、買入炭利益が社炭利益を超えており、一九〇八年度以降では社汽船利益が買入炭利益を上回ったのである。とりわけ、買入炭利益が社炭を上回ったことは、繰り返しになるが社炭元扱店一括買上制度成立の背景として

第37表 三菱門司支店主要利益勘定一覧表

(単位：千円)

年度/勘定	社炭利益	買入炭利益	社汽船利益	雇入汽船利益	利子	鉄鉱取扱手数料	社船取扱手数料	合計
1894	13(100.0)							13(100.0)
1895	16 (40.0)	19 (47.5)		5 (12.5)				40(100.0)
1896	17 (68.0)	9 (36.0)		△2(△8.0)	1 (4.0)			25(100.0)
1897	20 (95.2)				1 (4.8)			21(100.0)
1898	40 (88.9)	2 (4.4)		2 (4.4)	1 (2.2)			45(100.0)
1899	52 (61.2)	30 (35.3)		1 (1.2)	2 (2.4)			85(100.0)
1900	37 (56.1)	29 (43.9)		△1(△1.5)	1 (1.5)			66(100.0)
1901	不詳	70		45	不詳			115
1902	35 (28.5)	51 (41.5)		31 (25.2)	3 (2.4)	3 (2.4)		123(100.0)
1903	43 (39.4)	57 (52.3)			6 (5.5)	3 (2.8)		109(100.0)
1904	49 (38.9)	39 (31.0)		36 (28.6)	2 (1.6)	不詳		126(100.0)
1905	43 (14.6)	146 (49.5)	64 (21.7)	31 (10.5)	3 (1.0)	6 (2.0)	2 (0.7)	295(100.0)
1906	46 (18.9)	143 (58.6)	40 (16.4)	2 (0.8)	3 (1.2)	7 (2.9)	3 (1.2)	244(100.0)
1907	60 (17.9)	218 (64.9)	17 (5.1)	29 (8.6)	4 (1.2)	6 (1.8)	2 (0.6)	336(100.0)
1908	74 (23.7)	19 (6.1)	177 (56.7)	21 (6.7)	11 (3.5)	8 (2.6)	2 (0.6)	312(100.0)
1909	252 (54.4)	△10(△2.2)	167 (36.1)	20 (4.3)	25 (5.4)	6 (1.3)	3 (0.6)	463(100.0)
1910	555 (59.4)	117 (12.5)	236 (25.2)	2 (0.2)	16 (1.7)	6 (0.6)	3 (0.3)	935(100.0)
1911	394 (52.1)	90 (11.9)	254 (33.6)	1 (0.1)	5 (0.7)	8 (1.1)	4 (0.5)	756(100.0)
合計	1,746 (43.7)	959 (24.0)	955 (23.9)	178 (4.5)	84 (2.1)	53 (1.3)	19 (0.5)	3,994(100.0)

注：

1. 合計には、1901年度分除外。
  2. 1909年度社炭利益は、年度途中における社炭元扱店一括買上制度実施のため、社炭取扱手数料と販売利益の合計。
- 出典：第35表、および第36表、より作成。

第38表 三菱門司支店固定資産増加高・消却高・純利益一覧表

(単位：千円)

年度	増加高 (A)	消却高 (B)	純利益 (C)	資金剰余 (D)
1894	21	0.4	5	△16
1895	51	0.4	30	△21
1896	52	2	4	△46
1897	105	3	△6	△108
1898	1	3	156	158
1899	3	3	47	47
1900	11	3	42	34
1901	27	4	171	148
1902	2	4	123	125
1903	1,349	95	66	△1,188
1904	0	92	71	163
1905	387	100	164	△123
1906	202	128	103	29
1907	230	204	76	50
1908	16	123	118	225
1909	75	154	245	324
1910	3	143	690	830
1911	0	110	548	658
合計	2,535	1,172	2,653	1,289

注：資金剰余 (D) = (B + C) - A

出典：第33表および第36表、より作成。

考慮する必要がある。

(4) 資金問題

支店における資金問題について考えるならば、鯉田炭坑や新入炭坑におけるような固定資産投資に必要な資金問題というよりは、前掲第34表で示したような急増する流動資産勘定に必要な資金のほうがより重要な問題となっていたように思われる。

第38表は、三菱門司支店固定資産増加高・消却高・純利益一覧表である。

同表によれば、資金剰余 (D) がマイナスを示すのは、一八九四〜九七年度、一九〇三年度および〇五年度である。以上の三つの時期のうち、第一の時期は門司支店開設期のもので、支店建物建設や、貯炭場、棧橋、

用地取得費が支出されていた。一九〇三年度は、社汽船の門司支店移管に伴うものである。〇五年度は、日露戦時・戦後のブームに伴って、社汽船の購入が行われたためである。一八九四〜一九一一年度に至る資金剰余 (D) の合計は二二八・九万円に達し、平均すれば資金的余裕が生じていた勘定となる。

第39表は、三菱門司支店資金集散調表（一九〇三年一月〜一九〇四年九月）である。

原典には、同表に関する説明が一切なされていないので、解釈については推測に頼る他はないが、収入高・支出高の内容からみれば、一九〇四年度における門司支店各月ごとの資金繰り状況を整理したものであると理解してよいであろう。

まず、収入高の勘定を順にとりあげよう。

「資金」勘定は、本社からの収入と想定される。理由は支出高欄に「各所資金」勘定があり、これは三菱傘下各場所への支出であろうから、もし各場所からの収入であるならば、収入の場合にも「各所資金」と表記されるべきであろう。そのように解するならば、一九〇四年度における本社からの資金収入高は合計の五六・〇%を占めていた勘定となる。では、何故かくも巨額の資金に達したのであるのか。考えられることは、第一に売炭代の一部が本社経由で支払われたこと、第二に社汽船運航費用が本社から支払われたこと、第三に社内需要品買入費の多くが本社経由で支払われたこと、等々である。

「山鉄・九鉄」・「製鉄所」・「海軍需品庫」の三勘定は売炭代であろう。山鉄は山陽鉄道、九鉄は九州鉄道、製鉄所は官営八幡製鉄所であり、海軍は呉・佐世保・舞鶴・徳山の海軍施設であった。

第39表 三菱門司支店資金集散調表 (1903年10月～1904年9月)

(単位：千円)

内訳/月別	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計	平均	
収入高	資金	90	105	160	105	185	205	185	95	150	95	90	70	1,635 (56.0)	136
	山鉄・九鉄	33	22	29	23	37	33	38	20	34	29	26	16	341 (11.7)	28
	製鉄所	33	48	15	1		2	4	2		14			120 (4.1)	10
	海軍需品庫			18		35	55	30	50	15	54	60	45	362 (12.4)	30
	瓜生商会	11		4		2	4	1	3	6		4	9	44 (1.5)	4
	土地売炭	12	11	15	10	11	12	9	5	3	9	7	11	113 (3.9)	9
	雑口	14	34	14	9	25	32	55	38	19	20	23	26	308 (10.5)	26
	合計(A)	192	219	256	149	295	343	321	212	228	221	209	277	2,922(100.0)	244
	支出高	各所資金	110	77	116	63	140	65	80	30	90	90	50	100	1,010 (34.8)
汽船給料		3	6	5	1	5	4	4	3	2	2	4	1	39 (1.3)	3
船費		2	1	2	1	1	2	2	1	2	5	2	2	23 (0.8)	2
各所注文品外		4	3	3	2	4	3	8	4	2	3		10	47 (1.6)	4
買入炭		33	32	35	35	73	116	101	72	26	51	48	49	673 (23.2)	56
石炭運賃		18	37	32	20	23	29	44	47	38	33	41	40	402 (13.9)	33
仲仕賃		19	22	16	11	14	32	27	26	21	21	12	25	247 (8.5)	21
営業費		9	7	9	5	5	7	7	10	7	6	5	6	83 (2.9)	7
雑口		14	25	27	10	46	82	43	24	21	24	36	24	376 (13.0)	31
合計(B)	212	210	244	149	312	341	317	216	208	236	199	256	2,899(100.0)	242	
差額(A-B)	△20	9	12	0	△17	2	4	△4	20	△15	10	21	23	2	

注：瓜生商会にはサミュエル商会分を含む。

出典：『年報（門司）』1904年度、付表、より作成。

「瓜生商会」は石炭商であろう。

次に、支出高の主要勘定をとりあげよう。

「各所資金」勘定は、漢口出張所の諸経費、三菱傘下炭坑の販売代金、さらに本社等々への支出であろう。一九〇四年度支出高合計の三四・八%を占めた。門司支店の資金収支は、三菱内部におけるものが最大の割合を占めたのである。

「汽船給料・「船費」の二勘定は、社汽船への支出であった。

「各所注文品外」勘定は、基本的に社内需要品の買入品代の支出であったと考えられる。倉庫勘定に計上される物資の代金もここに含まれたのではなからうか。

「買入炭」勘定は、買入炭の支出であつて、支出高合計の二三・二%を占めた。各所資金を除けば、最大の割合を占めた。

「石炭運賃」勘定は、門司または若松からの積送費であるが、一三・九%を占めて、買入炭費につぐ割合であつた。

「仲仕賃」勘定は、主として石炭の船積みや積み替え費用であり、八・五%と石炭運賃の六〇%ほどの割合であつた。

以上、一九〇四年度収入高合計は二九二・二万円、支出高合計は二八九・九万円、差額は二・三万円であつて、月平均の差額は僅に二千元であつた。同表では、一二ヶ月のうち四ヶ月でマイナスを示しており、前掲第38表で示したような資金剰余があつても、実際には資金繰りには困難が伴つたのである。前掲第29表の(注)2に記したように、本社が傘下場所の資金需要に歯止めをかけようとしたのは、第39表でみたように本社が大きな資金を支出していたからである。

## Ⅷ・おわりに

三菱門司支店の経営発展を、石炭販売、海運事業、そして社内需要品供給事業の三つに分けて具体的に明らかにし、さらに支店の決算内容についても掘り下げた検討を行った。

まず、売炭事業は門司支店の主柱となるものであったが、それは社炭を軸として、社外からの買入炭、時期的に限られるが委託炭から成っていた。社炭は久しく委託販売であったため、三菱筑豊炭の増加に伴って手数料収入は増加し、門司支店にとって最も安定した最大の収益部門を形成していた。

これに対して、社外買入炭はリスクを伴うものではあるが急速な拡大をみせた。そしてその収益は一九〇〇年代には社炭手数料を凌ぐほどに発展をみせたのである。これが一九〇九年の社炭元扱店一括買上制度につながっていったと想定されよう。同制度の実施は、門司支店の収益構成に著しい変化をもたらし、当時における社外買入炭縮小策とも重なって、社炭利益は他事業を圧倒する割合を示すようになったのである。

しかしながら、利益の大きさにのみ眼を奪われてはならないであろう。というのは、同制度は石炭元扱店にとつては、石炭売買については商社活動を全面化することを意味したからである。三菱商社会社の成立過程において、組織的には一九一一年一月の第二次営業部の設置が決定的に重要であるとしても、その前提として社炭元扱店一括買上制度の意義が評価される必要がある。

一方、海運事業は、久しく石炭の海外輸送部門として、雇入汽船に依存する状況が続いていた。画期となったのは、官営八幡製鉄所との間に

結ばれた大冶鉄鉱石運搬請負契約であった。これによって帰航船に大量の貨物を保証され、門司支店の海運業は社汽船を投入する本格的なものに発展をみせたのである。しかしながら、海運業の経営内容に踏み込むと、官需と航海奨励金を抜きにしては十分な収益性を確保できないものでもあった。三菱合資船舶課は、開設時、門司支店に置かれたものの、一九一〇年代に石炭産業が急速に内需産業化すると、その後、船舶課は三菱神戸支店に移転されることとなった。門司支店を拠点とする海運業の限界が看取されるように思われる。

ところで、社内需要品の供給と、佐渡鉱山に対する門司支店の特殊な役割とが指摘されねばならないであろう。筑豊の内陸部に位置する炭坑や、相知・高島の両炭坑も、基礎的生産資材から輸入機械に至るまで、門司支店に依存していたのである。さらに、佐渡鉱山も同様であったが、また同鉱山の粗製鉱物を三菱大阪製煉所に送付する役割をも担っていたのである。以上の役割は、門司支店の営業勘定表や損益勘定表において経営成績として把握できないものであった。おそらく、三菱商社会社として独立してはじめて対価を伴うサービスとなるものであろう。

## 注

(1) 三菱門司支店を直接に対象とした文献や研究は管見の限りでは見当たらないが、参考としたものは次のようである。

田中完三『立業貿易録』一九五八年、旗手勲『日本の財閥と三菱』楽游書房、一九七八年、三菱商事株式会社編・刊『三菱商事社史』(上巻)、(資料編)一九八六年、一九八七年、三島康雄編『三菱財閥』日本経済新聞社、一九八一年、長沢康昭『三菱商事成立史の研究』日本経済評論社、

一九九〇年。また、日向祥子「一九〇〇年以前における三菱合資会社の九州地域管理」(『三菱史料館論集』第九号、二〇〇八年)、および同「明治期における三菱合資会社「売炭取扱順序」の変遷とその実態的含意」(『三菱史料館論集』第一〇号、二〇〇九年)は、門司支店に多くふれている。なお、三菱に関連する文献については、三島康雄、前掲書、巻末の「参考文献」に詳細な紹介があり、参照されたい。

(2) 筆者の三菱筑豊鉱業史研究については、以下のようである。「三菱鯨田炭礦出炭の流通について」(『追手門経済論集』第二六卷第一号、一九九一年)、「三菱新入炭礦産出炭の流通について」(同、第二六卷第二号、一九九一年)、「三菱合資会社設立後の新入炭礦」(同第二七卷第一号、一九九二年)、「進出期三菱筑豊石炭礦業の動向」(『三菱史料館論集』創刊号、二〇〇〇年)、「三菱若松支店に関する覚書」(九州大学『経済学研究』第六九卷第三・四合併号、二〇〇三年)、「三菱合資会社設立後の鯨田炭坑」(『三菱史料館論集』第九号、二〇〇八年)、「三菱合資会社設立後の筑豊炭販売」(同第一〇号、二〇〇九年)。

(3) 三菱は、一八八六年三月〜一八九三年二月の間では三菱社、そして同月三菱合資会社に改組され、翌九四年一月営業を開始した。小論では、便宜上両者ともに三菱と表記する。また、三菱合資会社は三菱合資と表記する場合がある。

(4) 前掲「三菱合資会社設立後の筑豊炭販売」の第1表には、下関三菱炭坑出張所および下関支店の開設時期について誤記があり、それに従った記述にも誤りがあった。本表第2表のように訂正した。

(5) 復刻版『三菱社誌』(二六) 東京大学出版会、一九八〇年、二八八〜二九〇頁。以下『三菱社誌』からの引用は、出版社、出版年を略す。

(6) 『三菱社誌』(一九)、九頁。

(7) 同、二七頁。

(8) 同、三三頁。

(9) 同、一一三頁。

(10) 『年報(門司)』一八九六年度。なお、同年報に頁は記されていない。

(11) 三菱神戸支店については、畠山秀樹「創業期の三菱合資神戸支店」(『三菱史料館論集』第四号、二〇〇三年) 参照。

(12) 『三菱商事社史』上巻、六八頁。

(13) 同、七六〜七七頁。すなわち「発足時の営業部は職制に於いて『金・銀・銅・石炭・丹礬・その他鉱山部に於ける産出物を販売し、これに属する各支店並びに船舶を支配し、その業務を取り扱う』と規定されていた」(同、七六頁)のである。

(14) 『三菱社誌』(一八)、九三頁。なお、国内の売炭代理店については、前掲「三菱合資会社設立後の筑豊炭販売」、一六三頁を参照。

(15) 『年報(門司)』一八九六年度。

(16) 同上。

(17) 上海・香港・漢口における社炭販売については、前掲「三菱合資会社設立後の筑豊炭販売」、一六六〜一六七頁を参照。

(18) 『三菱社誌』(二〇)、四二〇頁。なお、東肥洋行は漢口に進出した日本商であった(不二出版復刻版、外務省編『通商彙纂』第一〇〇巻、一九一頁)。

(19) 同(一九)、一六八頁。

(20) 『三菱商事社史』上巻、六四頁。

(21) 『三菱社誌』(二〇)、五七六頁。

(22) 同、八七三頁。

(23) 同、七二四頁。

(24) 一九〇六年三月にはトリップに終身年金を給し、一カ年、上海支店助言役とすることを決定している(同、八六八頁)。

(25) 『年報(門司)』においては、買入炭については、「社炭ノ補充トシテ」(一九〇四年度、あるいは「補充炭」(一九〇七年度)という表現も用いてい



る。当該表現は、社炭の特定の炭種が売約後不足して、補充のために買入れたかのような印象を与える。たしかにそのような場合もあるが、『年報（門司）』（一九〇七年度）では、買入炭が社炭の半ばを占めていたことや、販売できずに大量の貯炭となっていたことが記されており、「補充炭」という表記も買入炭とほぼ同義で使用されていたように思われる。なお、買入炭、委託炭については、畠山秀樹『近代日本の巨大鉱業経営』多賀出版、二〇〇〇年、二〇六～二〇九頁を参照。

(26) 「土地売炭」という用語の内容が、使用する三菱史料によって大きく異なっていることに注意が必要である。前掲「三菱合資会社設立後の筑豊炭販売」、一六七～一六八頁、一七三～一七五頁、前掲『近代日本の巨大鉱業経営』、二二一～二二五頁を参照。なお、外国船燃料炭の代理店として、「グラスゴー」、「ブラウンマクフワレン」、「ブラウン」の各商会有った（『年報（門司）』一九〇七年度、五頁）。

(27) 三菱筑豊炭（社炭）の内外売炭および内外市場の特質については、前掲「三菱合資会社設立後の筑豊炭販売」を参照。また、関連する研究については同論文、一六〇頁、注（2）を参照。

(28) 『年報（門司）』一九〇七年度、五頁。

(29) 同、四〇頁。特別格下げは、四万八八九円と記載されている。

(30) 久良知は筑豊鉱業家のなかでも有力者で、小松炭坑・起行炭坑を営じた。高野江基太郎『筑豊炭礦誌』一八九八年、（文献出版復刻版、一九七五年）、七一五～七二七頁を参照。

(31) 住友忠隈炭礦については、畠山秀樹『住友財閥成立史の研究』同文館出版、一九八八年、第七章を参照。

(32) 『年報（門司）』一九〇七年度、八頁。

(33) 「その他」に分類されるものうち、一九一〇年、一一年度分については、第二グループと同様のものが多数含まれているので、ここでは考察の対象外とした。

(34) 前掲「三菱合資会社設立後の鯉田炭坑」（『三菱史料館論集』第九号、二〇〇八年）、二四五頁。

(35) 『三菱社誌』（二〇）、五九二頁。なお、委託炭は、原典では委託炭とも表記されている。

(36) 『筑豊石炭礦業史年表』（西日本文化協会、一九七三年）によれば、起行炭坑が一九〇〇年四月、三菱より四〇万円を借り入れ、一ヶ月出炭一万八〇〇〇斤の販売を三菱に委託したとされる（二九八頁）。起行炭坑は久良知の炭坑であって、久良知は同坑開発資金を三菱に仰いだこととなるのか。

なお、『三菱社誌』（一九）によれば、一八九七年六月に麻生太吉に二・五万円の貸金を行っており（同書（一九）、一八四頁）、また一八九八年二月には、松本潜から貸金返納があった（同書（二〇）、二五八頁）。以上の事実は、三菱が貸金を梃子として、筑豊鉱業家に対する支配を広げようとしていたことを物語っている。

(37) 当該貸金は、原典に一切説明がないので不詳としかいえない。しかし、『年報（門司）』（一八九六年度）によれば、磯辺松蔵に対し、一八九五年四月に七、〇〇〇円を貸金していた。また、第34表には九五年度八、〇〇〇円弱、九六年度七、〇〇〇円の貸金が計上されている。おそらく、当該貸金は磯辺に対するものと思われる。

(38) 門司支店の石炭口銭は、一八九七年一月二日付で一トン一五銭であった（『三菱社誌』（一九）、二二二頁）。もし同一口銭が久良知炭に適用されていたと仮定するならば、久良知炭は一九〇〇年度三・三万トン、〇二年度一六・七万トンという勘定となる。

(39) 『年報（門司）』一九〇四年度、四頁。

(40) 同、附属表。

(41) 『年報（門司）』一九〇七年度。

(42) 筑豊地場資本の事例としては、前掲「筑豊炭礦企業家の形成と発展（一）」（『大分大学経済論集』第三六卷第三号、第五号、一九八四年、八五

年)。また、住友の事例については、畠山秀樹『住友財閥成立史の研究』、四六五頁を参照。

(43) 『支店勘定書』Ⅲ。

(44) 『立業貿易録』八七八頁。

(45) 『三菱商事社史』上巻、九五頁。

(46) (47) 同、六二頁。

(48) 『三菱社誌』(二〇)、三三四～三三五頁。

(49) 同、三六四～三六五頁。

(50) 同、四一五頁。

(51) 岩崎家傳記刊行会編『岩崎彌之助傳』下、東京大学出版会、一九八六年、二六一頁。

(52) 『三菱社誌』(二〇)、三二八頁。

(53) 同(二二)、一一五六頁。ただし、主として長崎・大陸間の運炭船である江浦丸・小浦丸については長崎支店による便宜的運用を認めていた。

(54) 社汽船の所屬と管理について、三菱合資においては必ずしも一致していないようである。この点については、第16表の(注)、および第18表の(注)、参照。

(55) 『三菱社誌』(二二)、一二五四頁、前掲『岩崎彌之助傳』下、二六一頁。

(56) 一九〇二年度の門司支店の貸借対照表借方に社汽船勘定がみえるが、これは船体評価額ではなく、船体保険料であることに注意を要する。

(57) 大冶鉄鉱石運賃は、一九一〇年九月における新契約ではトン当たり二円八〇銭とされた(『三菱社誌』(二二)、一、一五四頁)。通常石炭運賃は、景気や国際情勢の動きに対応して激しい騰落があった。ただし、上海・漢口間においては、長江は冬期減水期に、三菱の鉱石運送船は大型であったため遡江が不可能であった。そのため、毎年春期～秋期末までの間に年間運送契約量については集中的に運送を終了しなければならないという制約があった。

(58) 『年報(門司)』一九〇七年度、一八頁。

(59) 『三菱商事社史』上巻、六四頁、および七六～七七頁。

(60) (61) 『年報(門司)』一九〇四年度、「用度方年報」一頁。

(62) 三菱大阪製煉所および同製煉所と三菱傘下鉱山との製錬システムについては、畠山秀樹「大阪における近代的銅精錬業の発展」(宇田正・畠山秀樹編『新しい大阪の歴史像を求めて』(嵯峨野書院、一九九九年)を参照。佐渡・生野の両鉱山および大阪製煉所は一括して一八九六年に三菱において官業払下げを受けたものである。三菱は、その後、大阪製煉所の電気精錬設備の拡張を続行し、三菱傘下諸鉱山の産出粗銅について集中的に電気精錬を行った。

(63) 『年報(門司)』一九〇七年度、四九頁。倉庫品勘定の名称は、一九一一年度に貯蔵品勘定と変更された。倉庫品の具体的内容としては高島炭坑の事例が判明している。畠山秀樹「三菱合資会社設立後の高島炭坑」(『三菱史料館論集』第七号、二〇〇六年、一三七～一三八頁を参照。ここでは、多種の採掘用消耗品、事務用品、酒等があげられている。

(64) この点について、一八九五年九月六日に「社用品購入取扱手続」(『三菱社誌』(一九)、八〇頁)が定められ、社内需要品購入についての規定が定められた。さらにその後、『三菱社誌』(二〇)には次のような内容の記述がある。

一九〇四年一月一日に「用度品取扱手数料」を定めたが、筑豊各炭坑と門司・若松両支店、および高島炭坑と長崎支店の間では、「無手数料」とした。しかも、同規定は同年一月二十九日に廃されている(同、六八二～六八三頁、七三八頁)。社内需要品の取扱いに対し、三菱傘下支店が手数料を徴収することに対しては、炭坑・鉱山の側に抵抗があったことが窺えよう。一九〇五年三月三〇日には、門司支店の「所轄社有汽船取扱手数料ハ各船収入運賃高ノ百分ノ一、但鉱石運賃ヲ控除ス」(同、七七八頁)と定めている。これは、貨物取扱料を徴収しないとしたことに対する代償的

措置と解せるのではなからうか。この規定によって、一九〇五年度以降、門司支店の営業勘定表貸方には「社船取扱手数料」勘定が計上されることとなる。「各船収入運賃高ノ百分ノ二」が、門司支店にとつては貨物取次ぎ手数料となったと解せよう。さらにその後、一九〇八年一〇月本社地所年度課廢止に伴い、「社内各鉱山炭坑ニ於テ需用ノ用度品ハ凡テ直接製造者又ハ販売者ヨリ購入セシメ、已ムヲ得ザル場合又ハ特殊ノ物品ニ限り本社及内地各支店ニテ取次購入ノコトトス」(『三菱社誌』(二二)、一、一〇〇頁)と通達した。そして、翌一二月取次購入の場合、「買入代金ノ多少ニ拘ラズ買入価格ノ百分ノ二以内ノ取次手数料又ハ購買發送ニ要スル諸費用ノ実費ノ内何レカヲ適宜協定支払ノコトトス」(同、一、一〇八頁)と定めている。

(65) 崑山秀樹「三菱合資会社設立後の高島炭坑」(『三菱史料館論集』第七号、二〇〇六年)、一八五頁。

(66) 『統計輯覽』によれば、門司支店では一八九六年度に流通資金三万円が計上されるが、若松支店では一八九五年度において「新規三万円」を固定資本の増額として記載している(同、八一頁)。しかし若松支店の当該金額は、これは固定資本ではなく流通資金として新規に設定されたものであつたと想定してよい。なお、三菱合資傘下の他支店には当該期において流通資金の設定は見当たらない。

(67) 『三菱社誌』(一九)、二頁。

(68) 前掲「創業期の三菱合資神戸支店」、一六三〜一六四頁を参照。

(69) 固定資金・流通資金の両勘定は、長崎・若松両支店においても一九一一年度より貸借対照表上に設定されたが、大阪・神戸両支店では設定されなかつた。

(70) 『年報(門司)』一九〇七年度、四九頁。

(71) 『年報(門司)』一八九六年度には、次のように記されている。

「従来當支店ノ有金ハ二千元ヲ限り當地第八十七銀行ヘ其餘ハ下ノ関以

来ノ引續キヲ以テ同地三井銀行支店ヘ當座預金ヲ為シ居リシガ三井銀行ハ海越シノ事トテ取付又ハ坑所ヨリ資金受取ノ為メ出張シタル節ハ最モ不便ナリ然ルニ本年株式会社日本貿易銀行門司支店開設セラレタルニ依リ三井銀行ノ預金ヲ同行ニ移スコトトシ(中略)本社ニ申出テ其認可ヲ經タリ」

(72) この点について、一九〇〇年度の銀行部特別当座勘定の残高が、同年度の門司支店の「財産目録」中の「銀行部勘定預金」の金額と一致しており、両者の対応関係が確認できる(『支店勘定書』II)。

(73) (74) 一九一一年度門司支店「財産目録」(『支店勘定書』III)。

(75) 当該二段階の決算過程については、前掲「三菱合資会社設立後の高島炭坑」、二〇三〜二〇六頁を参照。

(76) 『三菱社誌』(一九)、二二二頁。一八九七年一〇月二日に、従来の一トン七銭の口銭を一五銭としている。

(77) 『三菱社誌』(二〇)、七七八頁。

(78) この点については、『三菱商事社史』資料編、一三三〜一三四頁。

#### 〔付記〕

小論で使用した三菱関係の史料は、三菱史料館所蔵のものである。史料利用に際し、同館の重松真二氏、および坪根明子氏には大変御便宜をいただいた。また、すでに同館を退職された曾我部健氏には、三菱総合研究所上毛資料センターの時代から御世話いただいた。記して厚く感謝の意を表したい。